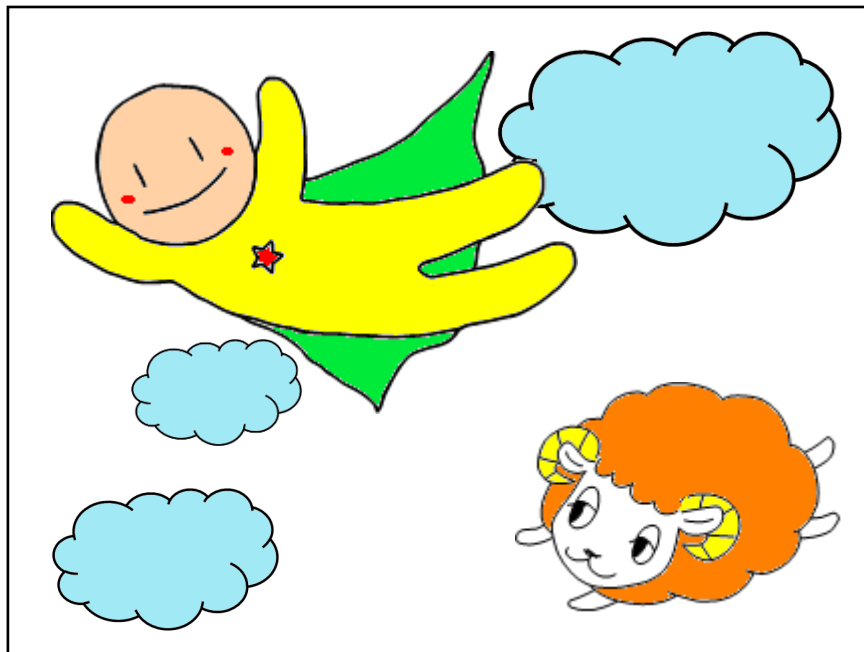


平成30年度(2018年度)

## 志免町子どもの権利救済活動報告書



志免町子どもの権利救済委員

志免町子どもの権利相談室 SK<sup>2</sup>S(スキッズ)

☆ 表紙の絵は、志免町子どもの権利相談室 SK<sup>2</sup>S(スキッズ)のキャラクター「子どものみかたマン」と「しめえー」です。相談室のカードやチラシにも登場します。



子どものみかたマン



しめえー

## ごあいさつ

平成19年に九州で初めて「子どもの権利条例」を施行した志免町では、同時に子どもを守る制度として「子どもの権利救済委員」を任命し、相談窓口として「子どもの権利相談室」を設置し、今年度で制度発足12年目となります。

この報告書は、主に今年度のスキッズの活動をまとめたものであり、スキッズの活動を支える相談員の方々の一年間の活動報告とも言えます。

志免町子どもの権利条例の前文にあるように、志免町の子ども達が安全で明るい毎日の生活を送れ、自分の意思が尊重されるという当たり前の幸せが、子どもの権利が守られている状態だと思えます。そのために救済委員や相談員が少しでもお役に立てれば、という思いで活動してきた状況を報告いたします。

平成31年3月

志免町子どもの権利代表救済委員

安原伸人

## 目 次

---

ごあいさつ

### I 相談及び救済体制

1 志免町子どもの権利救済委員設置の経緯 .....	1
2 志免町子どもの権利救済委員制度の概要（平成 30 年度）.....	3
3 志免町子どもの権利相談室年表 .....	4

### II 活動報告

1 子どもの権利相談室の相談活動 .....	9
・30 年度の相談活動の状況	
2 子どもの権利相談室の救済活動 .....	16
・30 年度の救済活動の状況	
3 広報活動 .....	17
4 1 年間の活動概要 .....	19
5 活動を振り返って .....	42
子どもの権利代表救済委員 安原 伸人	
子どもの権利救済委員 調 優子	
子どもの権利救済委員 圓入 智仁	

### 資料

<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 1</span> 志免中、志免東中への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述・・・	48
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 2</span> 出張スキッズチラシ .....	52
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span> 「SK <sup>2</sup> S スキッズ便り」19 号・20 号	

## I 相談及び救済体制

### 1 志免町子どもの権利救済委員設置の経緯

平成 19 年度に、志免町子どもの権利条例が施行されました。この条例は、平成 13 年度から検討をはじめ、実に約 5 年半の月日をかけて策定されたものです。平成 16 年度には志免町子どもの権利条例制定委員会が発足し、そこで条例の中身が審議されました。抽象的な表現が多い条文の中で、唯一具体的な施策を規定し、委員の全員の賛成をもって盛り込まれたのが、子どもの権利救済委員に関する条文です。条例の第 2 章では、子どものもつ様々な権利を挙げています。その中でも、第 7 条が規定する、安心して生きる権利については特に制定委員の関心が高く、最も重要であるという意向が強く示されました。その権利を保障するための制度として、救済制度は必要であり、規則や要綱ではなく、条例で定めるべきと判断されたのです。

救済委員には大きく 3 つの特徴があります。1 つ目は、救済委員が調査、調整、勧告、是正要請を行うことができる点です。相談者は相談をするだけでなく、必要とあれば申立てができ、救済委員はその内容を審議した後、調査や調整を行います。場合によっては権利侵害を行った側に勧告や是正要請を行い、改善がなされたかの措置報告を求めることができます。相談者からすれば、相談から救済までの動きがひとつの機関で対応できるので、大きな安心感が得られます。実際には、一方的に勧告や是正要請をして、相手側と子どもとを対立させてしまっただけでは、子どもにとって最善の方法とはいえなくなります。そのため、権利侵害を行った側とされた側が、どのような形で関係を回復していくのが最もよいかを考え、話し合い、回復に向けた人間関係の調整を行うことが救済委員の大きな役割となります。この点においても、勧告や是正要請の権限があることに、大きな意義があります。

2 つ目は、18 歳未満の子どもをすべて対象としている点です。大人だけでなく、子ども自身が直接相談や申立てをすることができ、自分の意見を十分に伝えることができない低年齢児については、保護者などが代弁することができま

す。町にある既存の相談窓口は、就学前、学齢期などの担当が分かれており、1つの部署で完結できていません。また、町内に高等学校がなく、中学卒業後の子どもがどこに相談すればよいのか、分かりづらくなっています。そこで、18歳未満のすべての子どもを1つの機関で対象とすることで、相談者にとって分かりやすく、利用しやすいという利点があります。

3つ目は、救済委員が独立した公的な第三者機関である点です。救済委員が町や保育所・学校などの子ども施設、地域の団体などのどこにも属さないため、子どもも大人も安心して相談し、救済を求めることができます。

以上の3点から、子どもの権利救済委員は、既存の相談窓口とは異なる特徴をもつ、子どもの最善の利益を考慮した画期的な機関といえます。このようなことから、条例にぜひ盛り込むべきとされ、設置することとなりました。

## 2 志免町子どもの権利救済委員制度の概要(平成 30 年度)

### ●子どもの権利救済委員

平成 28 年 3 月町議会で救済委員の人事案件可決、4 月委嘱状交付

子どもの権利代表救済委員	安原 伸人	安原・松村・安孫子法律事務所 弁護士
子どもの権利救済委員	調 優子	特定非営利活動法人 九州大学こころとそだちの相談室 臨床心理士
子どもの権利救済委員	圓入 智仁	中村学園大学准教授・付属幼稚園園長

### ●子どもの権利相談員

救済委員の直接の窓口となる相談員

大串 富士子	平成 27 年 4 月～
板井 和子	平成 28 年 4 月～
永田 智子	平成 30 年 2 月～
遠山 ひとみ	平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月

### ●子どもの権利相談室

志免町大字志免 451-1

志免町総合福祉施設シーメイト施設内

### ●開室日時

火・木曜日：13 時～19 時 土曜日：10 時～17 時

### ●広報活動日

水曜日：10 時～17 時

### ●相談体制

相談員 4 名のうち、原則として 2 名のローテーション勤務

相談員は相談の電話や来室での相談を受け、内容を救済委員に報告

救済委員は適宜、交代で相談室にて業務


毎月 1 回、子どもの権利救済委員会議を開催

### ●事務局

志免町子育て支援課

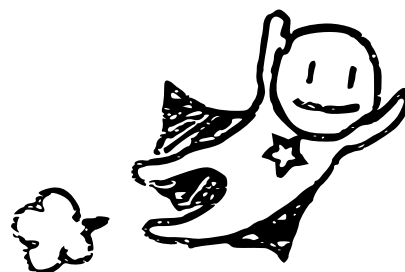
### 3 志免町子どもの権利相談室 年表



<p>2007年度 (平成十九年度)</p>	<p>4月  7月  10月 11月</p>	<p>志免町子どもの権利条例 施行 志免町子どもの権利救済委員 任命 志免町子どもの権利相談室 開設 (坂瀬共同利用施設内 子どもの居場所「リリーフ」と併設) 全国自治体シンポジウム参加 (愛知県高浜市) 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安部救済委員) 志免町子どもの権利フェスタ '07 参加</p> <p style="text-align: center;"><b>救済活動：自己発意による調査・調整 1件</b></p>
<p>2008年度 (平成二十年度)</p>	<p>6月 9月 10月 11月 12月 2月 3月</p>	<p>志免町子どもの権利委員会に出席・報告 (安部救済委員) 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム参加 (東京都世田谷区) 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安部救済委員) 子どもの権利フェスタ '08 参加 志免町児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話 (安原救済委員) 人権教育学習講演 (安部救済委員) シーメイトに相談室が移転 愛称を公募・スキッズに決定 相談目的でなくても来室可能とする</p> <div style="text-align: right;">  </div>
<p>2009年度 (平成二十一年度)</p>	<p>5月 6月 7月 9月 12月 1月</p>	<p>シーメイトこどもまつりに参加 子どもの権利委員会に出席・報告 (調救済委員) スキッズだより 1号配布 全国自治体シンポジウム参加 (北海道札幌市) 中学生アンケート実施 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員) スキッズだより 2号配布 人権教育学習講演 (安原救済委員) 児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話 (調救済委員)</p> <p style="text-align: center;"><b>救済活動：救済申立て 7件</b></p>

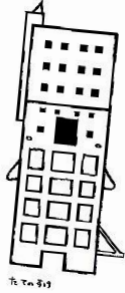


<p>2010年度 (平成二十二年 度)</p>	<p>5月 7月 9月 10月 11月 12月 1月 2月</p>	<p>シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座&amp;座談会開催 (安部救済委員) スキッズ便り 3号配布 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加 (石川県白山市) スキッズ便り 4号配布 ミニ講座&amp;座談会開催 (調救済委員) 人権教育学習講演 (安原救済委員) 子どもの権利フェスタ 2010 参加 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員) 児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話 (安部救済委員)</p> <p style="text-align: center;"><b>救済活動：自己発意による調整 1件</b></p>
<p>2011年度 (平成二十三 年度)</p>	<p>5月 7月 8月 9月 10月 11月 12月</p>	<p>シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座開催 (安原救済委員) スキッズだより 5号配布 子どもの権利委員会に出席・報告 (安部救済委員) 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免南小学校) 町内小中学校訪問 (安原救済委員・調救済委員・相談員) 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加 (大阪府泉南市) 子どもの権利フェスタ 2011 参加 スキッズだより 6号配布 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員)</p>



2012年度 (平成二十四年度)	5月 シーメイトこどもまつりに参加 6月 ミニ講座開催 (安部救済委員) 7月 スキッズだより 7号配布 8月 町内小学校訪問 (調救済委員・相談員) 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免東・志免中央・志免南・志免西小学校) 9月 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加 (東京都目黒区) 子どもの権利委員会に出席・報告 (調救済委員・相談員) 11月 子どもの権利フェスタ 2012 参加 12月 スキッズだより 8号配布 市民フォーラムに報告者として参加 (事務局・相談員) 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安部救済委員)	<p style="text-align: center;"><b>救済活動：依頼に基づく調整 1件</b></p>
2013年度 (平成二十五年度)	5月 シーメイトこどもまつりに参加 7月 スキッズだより 9号配布 8月 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免東・志免中央・志免南・志免西小学校) 9月 中学生アンケート実施 町内会議で報告書とパンフレット配布 町内学校訪問 (調救済委員・相談員) 10月 全国自治体シンポジウム参加 (長野県松本市) 調救済委員・事務局 志免西小学校出張スキッズ開始 (月1回) 11月 子どもの権利フェスタ 2013 参加 市民フォーラムに報告者として参加 (調救済委員) 12月 スキッズだより 10号配布 (小中学校・町内回覧) 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員) 3月 志免町虐待等防止ネットワーク会議での講演 (安部救済員) フォーラム第4分科会会議参加 (調救済委員・事務局・相談員)	<p style="text-align: center;"><b>救済活動：救済申立て 1件</b></p>



2014年度 (平成二十六年)	<p>4月 志免西小学校出張スキッズ (月1回)</p> <p>5月 シーメイトこどもまつりに参加</p> <p>5~6月 町内学校訪問 (調救済委員・相談員)</p> <p>7月 スキッズだより11号配布 (小中学校・町内回覧)</p> <p>市民フォーラム交流会参加 (安原救済委員・事務局・相談員)</p> <p>7~8月 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免中央・西・南小学校)</p> <p>子どもの権利委員会に出席・報告 (安原救済委員・調救済委員)</p> <p>9月 中学生アンケート実施</p> <p>ふくおか子どもの権利研究会設立準備会に参加 (事務局・相談員)</p> <p>筑前町による視察 (事務局・相談室)</p> <p>全国自治体シンポジウム(青森市)参加 (事務局)</p> <p>10月 武蔵野市による視察 (事務局・相談室)</p> <p>那珂川町による視察 (事務局・相談室)</p> <p>11月 子どもの権利フェスタ2014参加</p> <p>福岡県知事のスキッズ来室 (ふるさと訪問として)</p> <p>12月 市民フォーラムに報告者として参加 (調救済委員・相談員)</p> <p>人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員)</p> <p>1月 スキッズだより12号配布 (小中学校・町内回覧)</p> <p>2月 毎日新聞取材 (事務局・相談員)</p> <p>3月 福岡県人権教育研修会に報告者として参加 (調救済委員・事務局)</p> <p>福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会に参加 (事務局)</p> <p style="text-align: center;"><b>救済活動：相談に基づく関係機関との連携 1件</b></p>	
2015年度 (平成二十七年)	<p>5月 シーメイトこどもまつりに参加</p> <p>志免西小学校出張スキッズ (月1回)</p> <p>新潟県阿賀野市視察 (事務局対応)</p> <p>6月 福岡市議員視察 (事務局対応)</p> <p>6~7月 町内学校訪問 (調救済委員・相談員)</p> <p>7月 スキッズだより13号配布 (小中学校・町内回覧)</p> <p>7~8月 夏休み地域子ども教室での啓発活動</p> <p>9月 子どもの権利委員会に出席・報告 (安部救済委員)</p> <p>中学生アンケート実施</p> <p>福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会に参加 (事務局)</p> <p>10月 全国自治体シンポジウム2015西東京に参加 (安原・調救済委員・事務局・相談員)</p> <p>11月 子どもの権利フェスタ2015参加</p> <p>12月 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員)</p> <p>ユニセフ協会視察 (事務局対応)</p> <p>市民フォーラム「子どもにやさしいまちづくり」参加 (事務局)</p> <p>スキッズだより14号配布 (小中学校・町内回覧)</p> <p>1月 福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会に参加 (事務局)</p> <p style="text-align: center;"><b>救済活動：相談に基づく関係機関との連携 1件</b></p>	

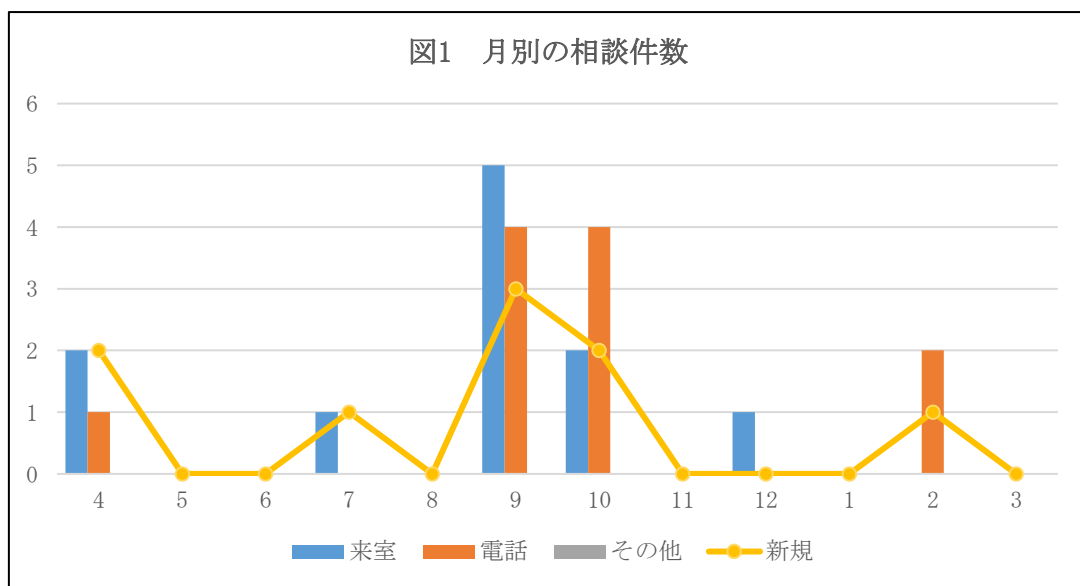
2016年度 (平成二十八年 度)	<p>5月</p> <p>6月</p> <p>7月</p> <p>8月</p> <p>9月</p> <p>10月</p> <p>11月</p> <p>11～12月</p> <p>12月</p> <p>3月</p>	<p>シーメイトこどもまつりに参加</p> <p>志免西小学校出張スキズ (月1回)</p> <p>スキズだより15号配布 (小中学校・町内回覧)</p> <p>子どもの権利委員会に出席・報告 (安原救済委員)</p> <p>審議会等委員の会セミナーメイト視察 (事務局対応)</p> <p>夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免中央・志免西・志免南・志免東小学校)</p> <p>「志免町子どもの権利条例」研修会 (相談員)</p> <p>中学生アンケート実施</p> <p>シーメイト消防訓練参加 (相談員)</p> <p>全国自治体シンポジウム2016 (宝塚市) に参加 (圓入救済委員・事務局・相談員)</p> <p>子どもの権利フェスタ2016参加</p> <p>人権教育学習講演 (志免東・志免中学校1年生対象・安原・圓入救済委員)</p> <p>スキズだより16号配布 (小中学校・町内回覧)</p> <p>シーメイト消防訓練参加 (相談員)</p>
2017年度 (平成二十九 年度)	<p>5月</p> <p>6月</p> <p>7月</p> <p>8月</p> <p>9月</p> <p>11月</p> <p>12月</p>	<p>シーメイトこどもまつりに参加</p> <p>志免西小学校出張スキズ (月1回)</p> <p>全国子ども福祉センターシンポジウム (安原・調救済委員)</p> <p>スキズだより17号配布 (小中学校・町内回覧)</p> <p>夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免中央小・志免西小学校)</p> <p>夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免南・志免東小学校)</p> <p>福岡市町村等児童相談関係職員研修 (12月8日までの計5回)</p> <p>子どもの権利委員会 (調・圓入救済委員)</p> <p>中学生アンケート実施</p> <p>全国自治体シンポジウム2017 (越前市) に参加 (安原救済委員・圓入救済委員・事務局)</p> <p>シーメイト消防訓練参加 (相談員)</p> <p>町内保育園・幼稚園職員向け子どもの権利条例の啓発 (事務局)</p> <p>志免町文化祭 (相談員・事務局)</p> <p>志免中学校訪問 (安原・調・圓入救済委員)</p> <p>志免町子どもの権利フェスタ2017参加 (相談員・事務局)</p> <p>「志免町人権のつどい」にて子どもの権利条例の啓発 (事務局)</p> <p>スキズだより18号配布 (全小中学校・町内回覧)</p> <p style="text-align: center;"><b>救済活動：自己発意による調整 1件</b></p>

## II 活動報告

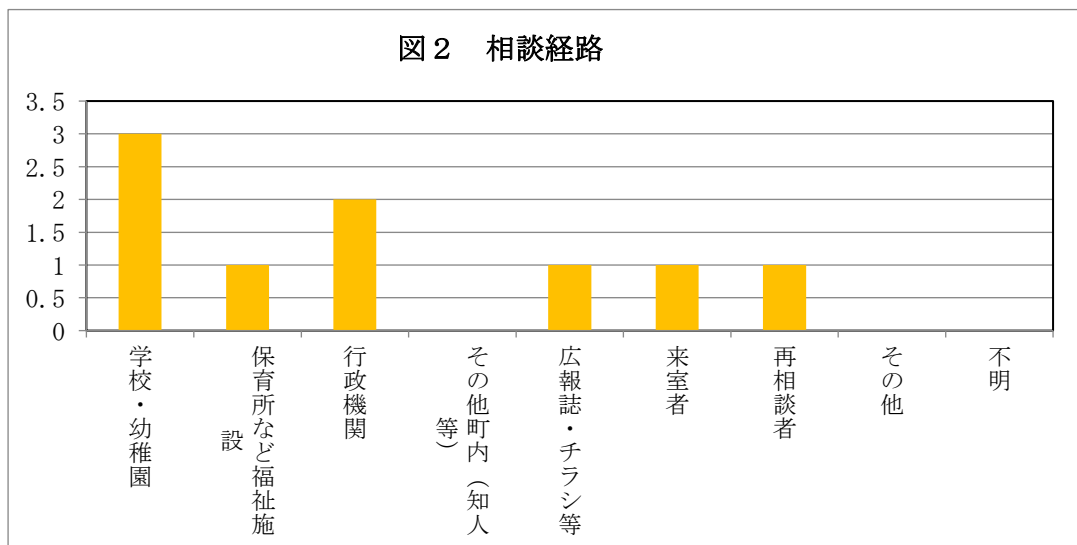
### 1 子どもの権利相談室の相談活動

#### 平成 30 年度の相談活動の状況

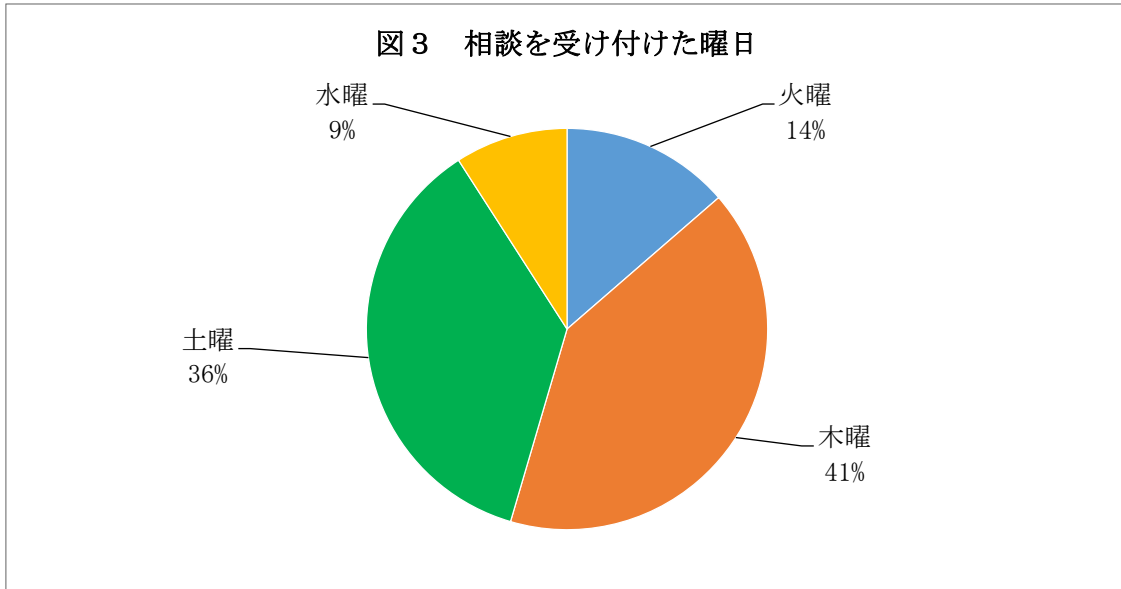
平成 30 年 4 月 1 日より平成 31 年 3 月 31 日までに、志免町子どもの権利相談室によせられた相談は延べ 22 件で、その内、新規の相談は 9 件、継続の相談は 13 件でした。以下は延べの数で表しています。【図 1】



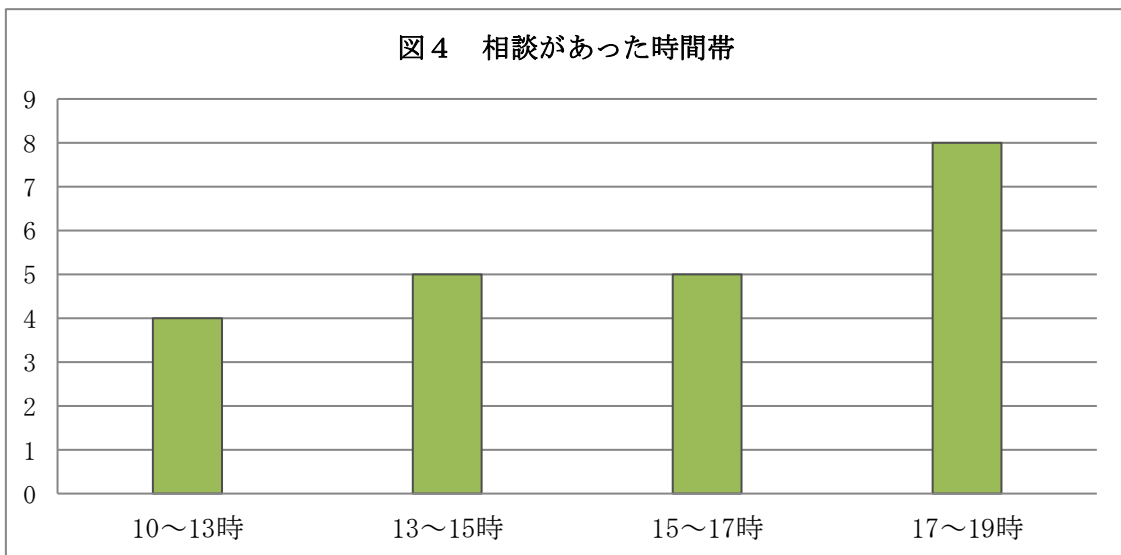
相談経路として、学校に配布したパンフレットやしおり等を見てという人の割合が多くありました。【図 2】



相談を受け付けた曜日は、全体の 22 件のうち木曜日が 9 件 (41%)、土曜日が 8 件 (36%)、火曜日が 3 件 (14%) となっています。水曜日の広報活動日に 2 件 (9%) の相談がありました。【図 3】

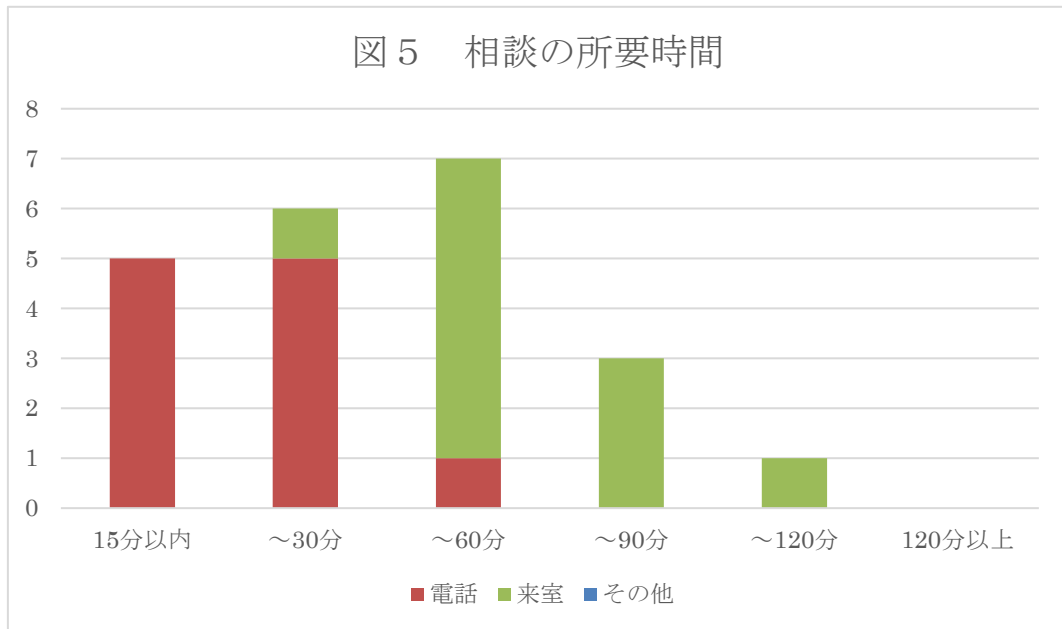


相談があった時間帯は、17 時～19 時が 8 件、13 時～15 時が 5 件、15 時～17 時が 5 件、10 時～13 時が 4 件となっています。保護者からの相談の場合、子どもが学校に行っている時間帯が多くありました。【図 4】

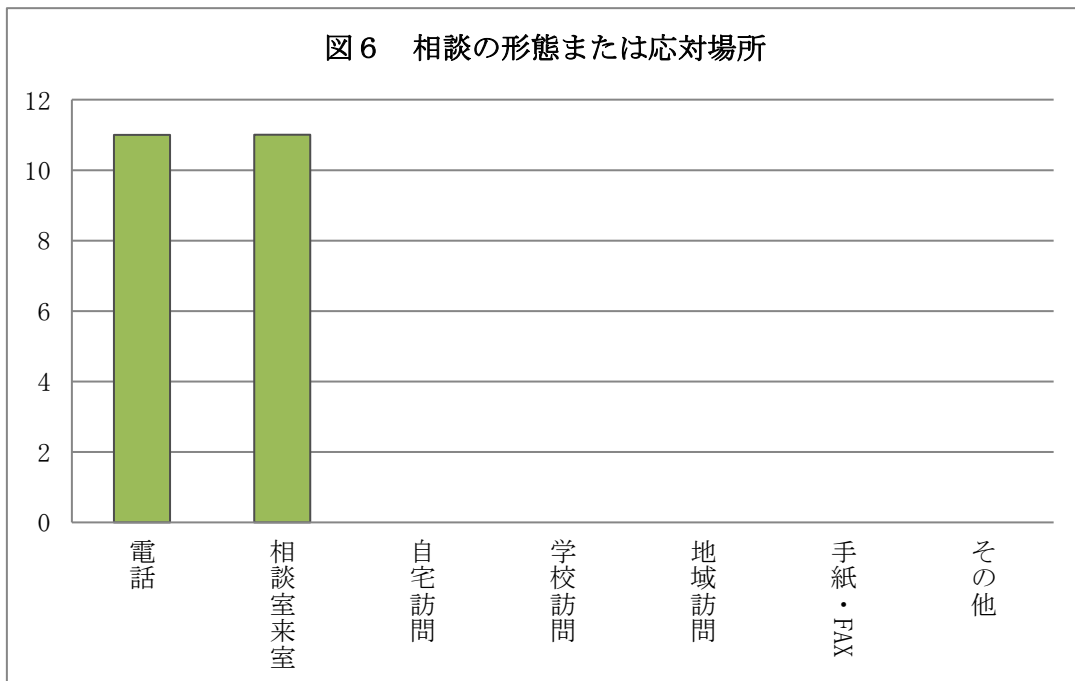


\* 志免町子どもの権利相談室は曜日によって開室時間が異なります。火・木曜日は 13 時～19 時、土曜日は 10 時～17 時です。

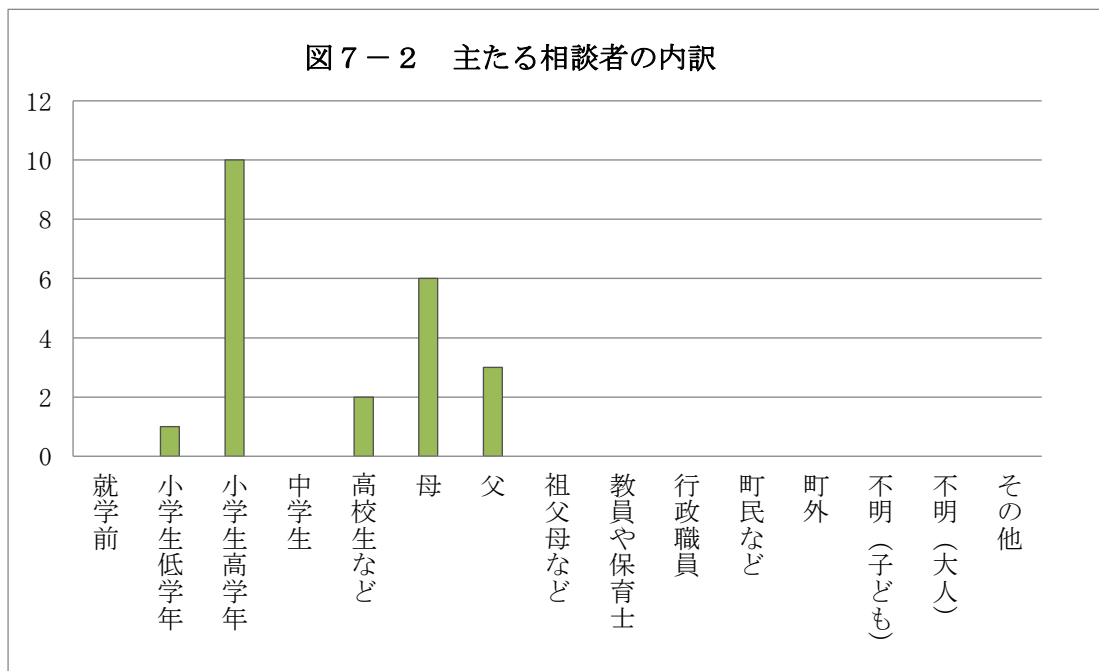
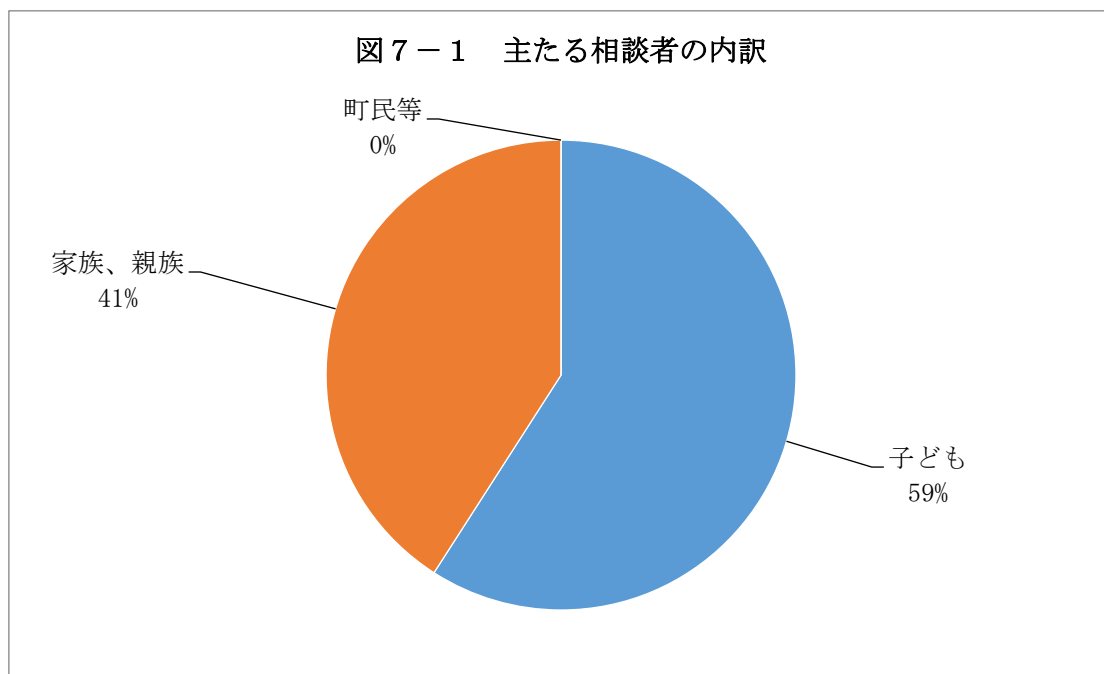
1回の相談時間について、30分以内は電話による相談が多く、来室での相談では30分以上の時間を要する場合があります。【図5】



相談の形態または対応場所については、来室による相談11件、電話相談11件でした。(来室・電話相談の中には、出張スキップの相談も含まれています。)【図6】

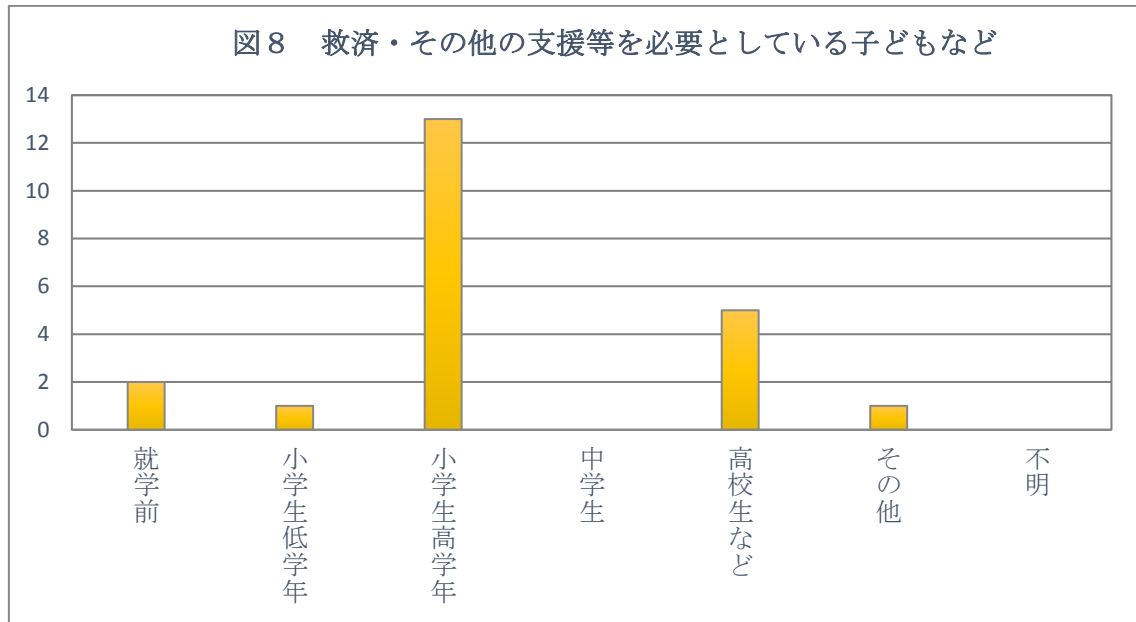


主たる相談者の内訳は、子どもからの相談が 13 件、家族・親族(主に母親)からの相談が 9 件、  
 でした。子どもからの相談は、小学校高学年によるものが多くありました。【図 7-1、7-  
 2】

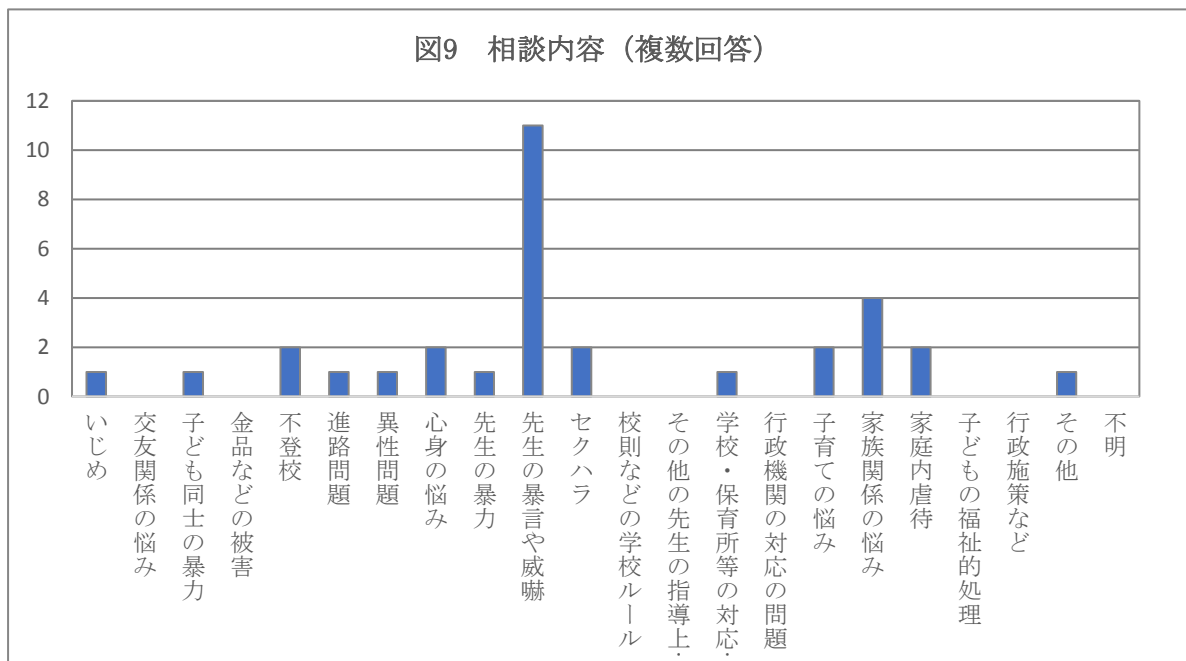


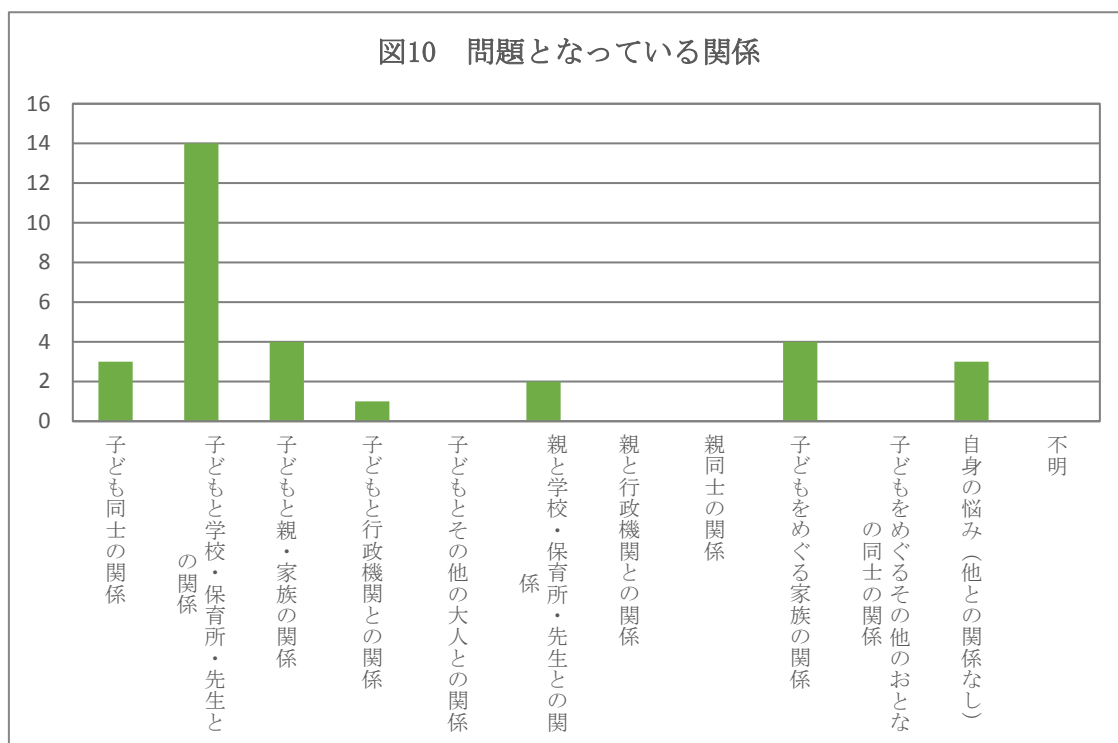


今年度よせられた相談において、救済・その他の支援を必要としている子どもなどは、「小学生高学年」が13件と多く、「高校生」が5件でした。【図8】

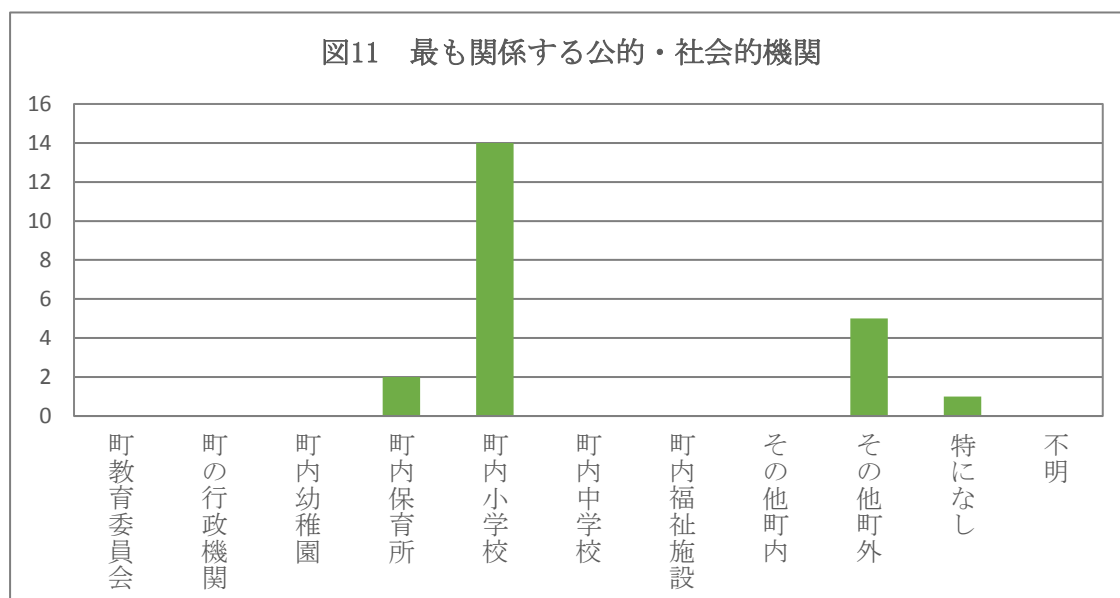


相談内容では、29年度は「いじめ」が7件、「家族関係の悩み」6件、「先生の暴言や威嚇」が4件でした。30年度は「いじめ」が1件、「家族関係の悩み」4件、「先生の暴言や威嚇」が11件と、先生に関する相談が多くありました。【図9】



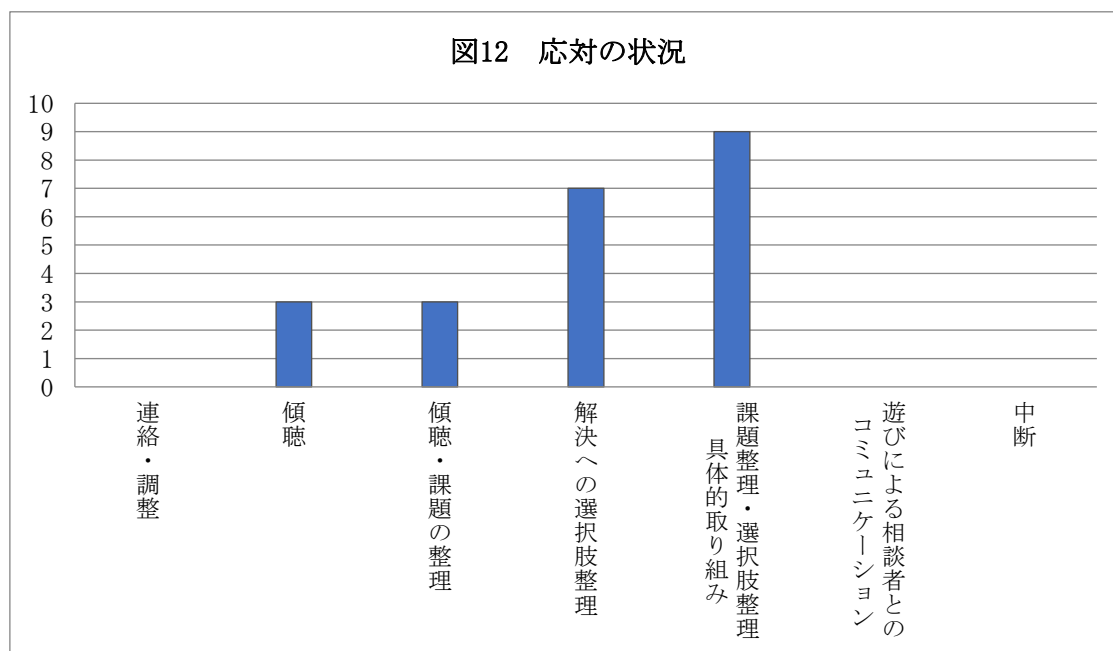


相談者の訴えをもとに問題となっている関係をみると、「子どもと学校・保育所・先生との関係」についての訴えが多くありました。【図 10】

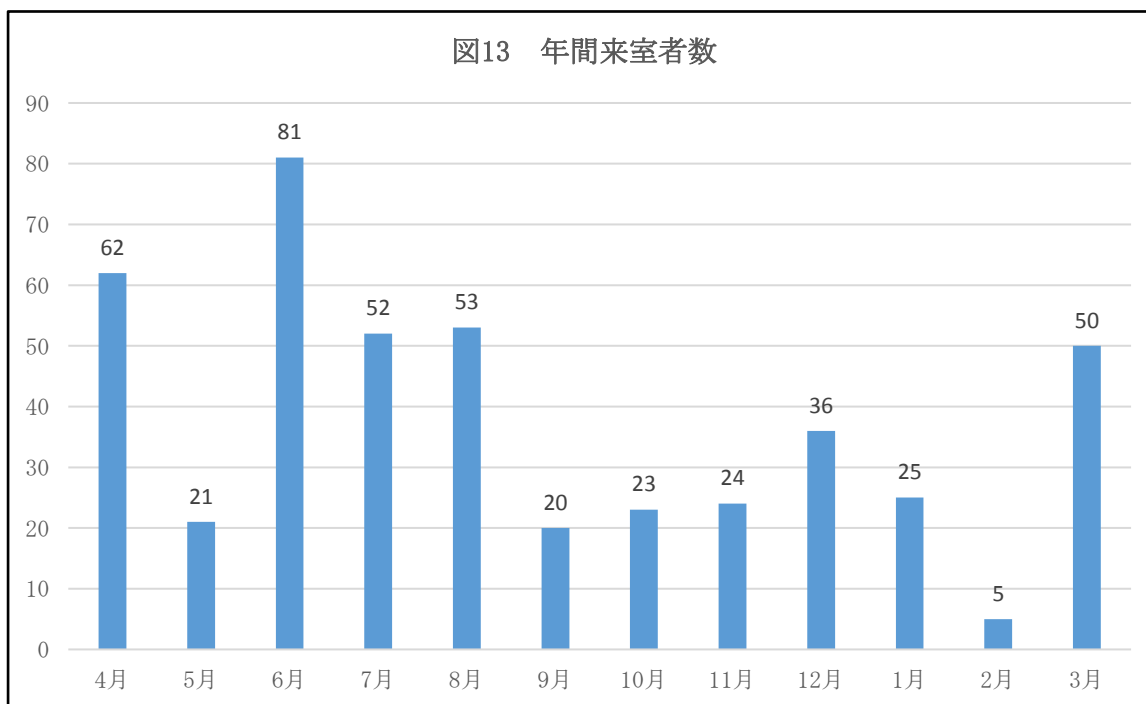


相談事項に最も関係すると考えられる機関で多いのは、「町内小学校」が 14 件、「町内保育所」が 2 件でした。「その他町外」は町外の公的機関が含まれています。【図 11】

対応の状況の内訳では、「解決への選択肢整理」と「課題整理・選択肢整理具体的取り組み」が多くなっています【図12】



相談室には、相談以外にも1年間で延べ452人の子どもが来室しました。【図13】  
 (内容については、p33 コラムを参照)

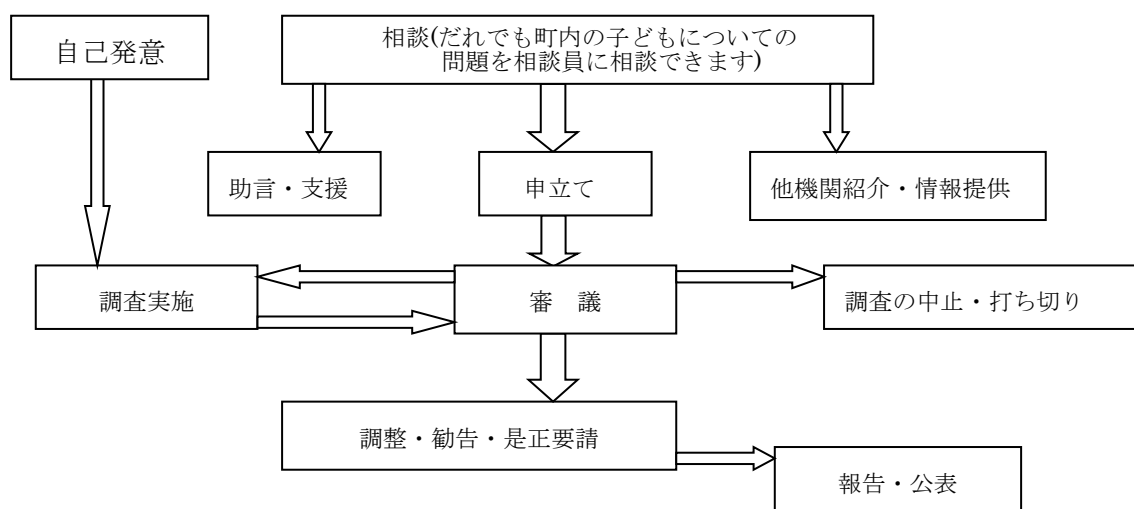


## 2 スキッズ（志免町子どもの権利相談室）の救済活動

### (1) 平成 30 年度の救済活動の状況

今年度は、申し立てによる救済活動はありませんが、相談に基づき、支援の一環として、救済委員が小学校を訪問しました。

### (2) スキッズ（志免町子どもの権利相談室）のしくみと活動



#### 救済活動とは・・・

誰でも町内の子どもについての問題を、スキッズ（志免町子どもの権利相談室）に相談できます。スキッズ（相談室）では相談員が話を聞いて「助言・支援」をするとともに、相談の内容に、より効果的に対応できる専門の機関を教える「他機関紹介・情報提供」を行います。さらにいじめや体罰など、相談するだけでは解決できないことを「解決のため手伝って欲しい」という「申し立て」を受けたときは、救済委員が「調査」、「調整」などをおこないます。

「申し立て」があると、申し立て内容について話し合い（「審議」）、必要に応じ「調査」をおこないます。それをもとに、申し立て人の代わりに権利侵害を行った側と話（「調整」）をし、相手側の関係者、関係機関（例えば学校の先生、役場の人たち、家の人たち）に「こうしたほうがよい」や「こうして下さい」と伝え、問題解決に向け努力してもらうよう「勧告」や「是正要請」をおこないます。そして、「勧告」や「是正要請」を受けた人や機関には、「こうしました」ということを、できる限り報告してもらいます。適切な対応がとられない場合などには、プライバシーを侵害しない範囲内で、内容を公表することがあります。

もちろん、「調整」、「勧告」、「是正要請」をする前には申し立て人の意見を聴き、救済活動を行った後も、活動状況や結果などをお知らせします。

### 3 広報活動

志免町子どもの権利相談室（スキッズ）のことを、もっとたくさんの人に知ってもらうため、カードやしおり、パンフレットの配布を行っています。全児童生徒にスキッズ便りと一緒にしおりを配ったり、中学生アンケートにパンフレットを付けて配ったりしています。本年度も、町内の図書館以外に、町内の保育園や幼稚園等、保護者と子どもが行きそうな場所にも置かせていただきました。

今年度行われた色々なイベントや啓発活動でも、パンフレットやカード、条例リーフレット、権利条例冊子等を配布しました（4. 1年間の活動概要を参照）。



条例リーフレット・従来使用クリアファイル・中学生向けクリアファイル



スキッズ Q&A・パンフレット



小学生しおり・中学生しおり・カード

【イベントなどでの配布】



配布先・配布場所	配布月	カード	しおり	条例 リーフレット	スキップの パンフレット	小冊子 Q&A	クリアファイル	条例冊子	スキップ 便り
小学校入学児童	4月			517			517		
新人職員研修	4月	9		9				9	
教職員新転任者 研修	4月	35						35	
町内会長会議	4月	33		33				33	
こどもまつり	5月	77			77		77		
リリーフへ訪問	5月	10			10				
子育て支援課 健診用	5月				200				
粕屋町子ども館	5月			1	1		1	1	
救済委員・相談員	5月	14							
子育て支援課	7月								21
同和講演会	7月			500					
小中学校に配布	7月		4,663						4,663
町内回覧	8月								1,715
チャレンジ広場	8月		201		201				
中学生アンケート	9月				1,478				
子どもの権利フェスタ	11月							120	
志免町文化祭	11月	100					58	58	
人権を尊重する町民の 集い	12月			500					
スキップ日より小中学校に 配布	12月								4,663
子育て支援課	12月								21
町内回覧	12月								1,715
保育園等	2月	1,190			1,190		800		
全国自治体 シンポジウム	2月		80	80				80	
中学卒業生	3月	491		491			491		
園長会			15						
図書館	随時	50	150		30				
スキップドア前 シーメイト内各所	随時	10			20				50
子育て支援センター	随時	20			10				30
子ども実行委員			11						
リリーフ			500						
来室者	随時	9			7				
西小出張スキップ	月1回 年9回	384			89				17
合計		2,432	5,620	2,131	3,313	0	1,944	336	12,895

#### 4 1年間の活動概要

月	日	活 動 内 容
4	3	第1回救済委員会議
	11	小学校入学児童にクリアファイルとパンフレットを配布
	5	新規採用職員向け子どもの権利条例研修（事務局）
	17	福岡市町村等児童相談関係職員研修（12月21日まで） ※(1)
	26	校長会出席（圓入救済委員）
5	2	志免西小学校訪問（安原救済委員・圓入救済委員）
	5	シーメイトこどもまつりに参加 ※(2)
	8	第2回救済委員会議
6	5	第3回救済委員会議
	6	志免西小学校 第1回出張スキッズ ※(3)
7	11	志免西小学校 第2回出張スキッズ
	12	第4回救済委員会議
	18	スキッズだより19号、しおり配布（全小・中学校）
8	1	夏休み地域子ども教室（チャレンジ広場）での啓発活動（志免東小・志免西小学校）※(4)
	8	夏休み地域子ども教室（チャレンジ広場）での啓発活動（志免中央小学校・志免南小学校）※(4)
	16	第5回救済委員会議
9	5	志免西小学校 第3回出張スキッズ・中学生アンケート配布 ※(5)
	11	第6回救済委員会議
	18	シーメイト消防訓練参加（相談員）
	19	中学生アンケート回収（志免東中・志免中）
10	2	町内会長会議において子どもの権利かるた大会報告（事務局）
	3	報告書配布（町内小中学校5校）
	5	全国自治体シンポジウム（宗像市10/5～10/7）台風のため中止
	9	第7回救済委員会議
	10	志免西小学校 第4回出張スキッズ
11	4	志免町文化祭（相談員・事務局）※(6)
	6	第8回救済委員会議
	7	志免西小学校 第5回出張スキッズ
	8	情報セキュリティ研修会（相談員）

	14	交通安全講習会（相談員）
	18	志免町子どもの権利フェスタ 2018 参加（相談員・事務局） ※(7)
	29	志免西小学校訪問（安原救済委員・調救済委員）
12	4	第9回救済委員会議
	5	志免西小学校 第6回出張スキッツ
1	16	志免西小学校 第7回出張スキッツ
	17	第10回救済委員会議
	23	スキッツ便り20号配布（全小中学校、町内回覧）
2	6	志免西小学校 第8回出張スキッツ
	11	全国自治体シンポジウム（宗像市2/10～11）（圓入救済委員・調救済委員・事務局） ※(8)
	13	クリアファイル・リーフレット配布（志免町幼稚園保育園等）
	14	第11回救済委員会議
	20	クリアファイル・リーフレット配布（志免町幼稚園保育園等）
	27	クリアファイル・リーフレット配布（志免町中学校卒業生）
3	5	第12回救済委員会議
	6	志免西小学校 第9回出張スキッツ（相談員・圓入救済委員）
	11	シーメイト消防訓練参加（相談員）
	13	平成31年度出張スキッツ概要説明（志免中央小学校）
	20	平成31年度出張スキッツ概要説明（志免南小学校）

※(1)・・・ 34ページ参照

※(2)・・・ 35ページ参照

※(3)・・・ 36ページ参照

※(4)・・・ 37ページ参照

※(5)・・・ 21ページ参照

※(6)・・・ 38ページ参照

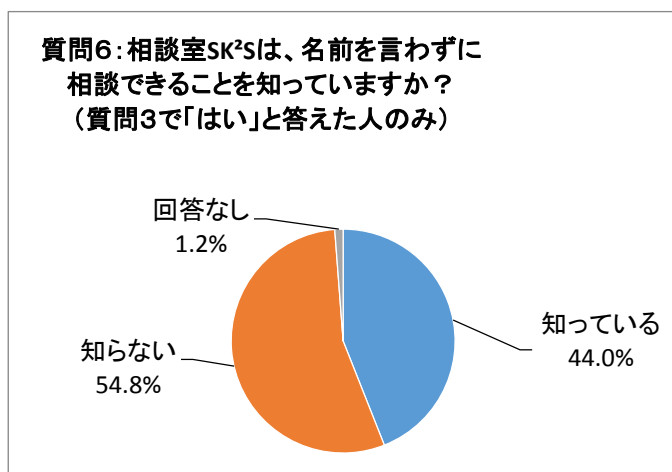
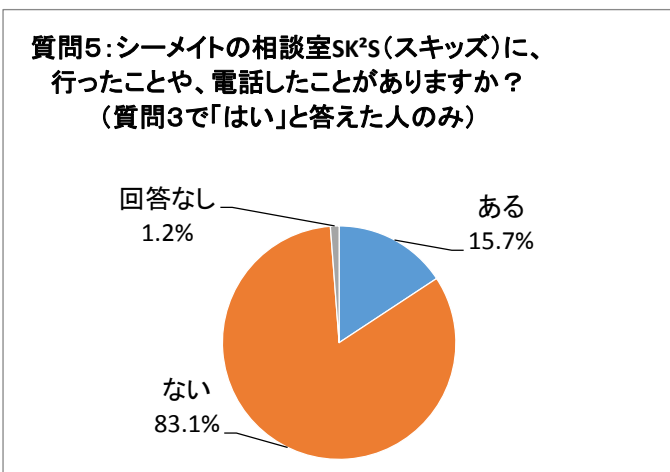
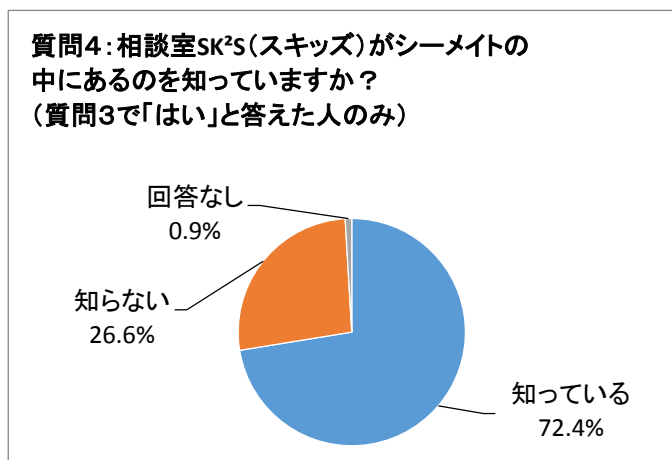
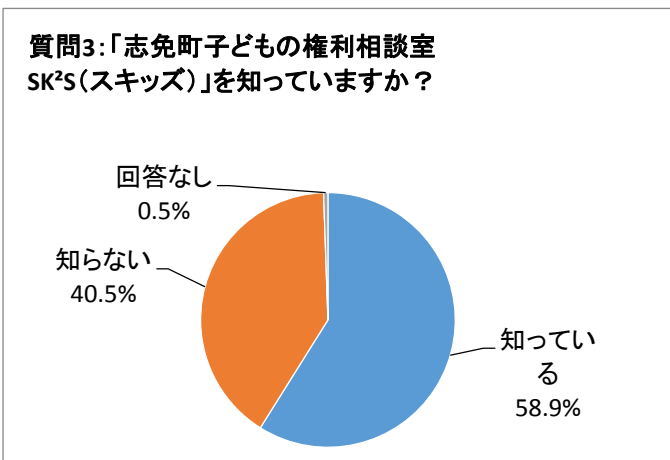
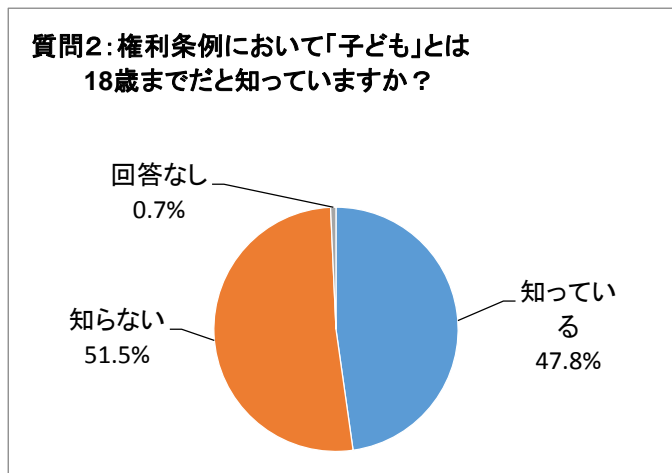
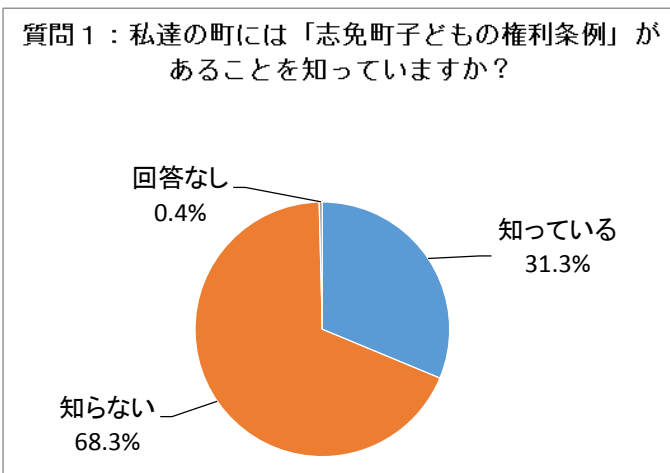
※(7)・・・ 39ページ参照

※(8)・・・ 40ページ参照

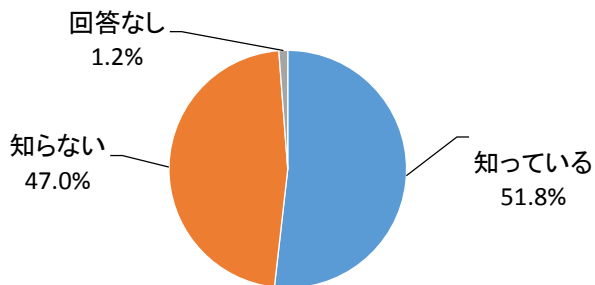


(5) 志免中学校、志免東中学校への「子どもの権利」に関するアンケート実施

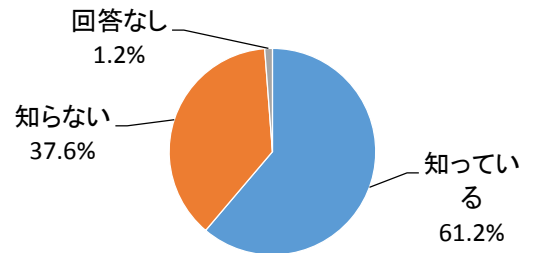
今年度も9月に、志免町内の中学生全員（1,273名）に、「子どもの権利」に関するアンケートを実施しました。志免町の中学生が、子どもの権利条例や子どもの権利相談室について知っているか、何か悩んだり困ったりしている時、相談できる人がいるかどうか等を調査しました。悩んだり、困ったりした時に相談する人の内訳や、相談室に相談したいと思うか、その理由なども記入してもらいました。（※質問4～質問8までは、質問3で「知っている」と回答した人のみに回答してもらいました。）



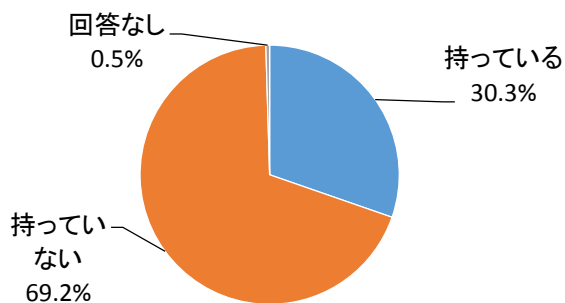
質問7：相談室SK<sup>2</sup>S（スキップ）は、フリーダイヤル（無料）で電話で相談できることを知っていますか？  
（質問3で「はい」と答えた人のみ）



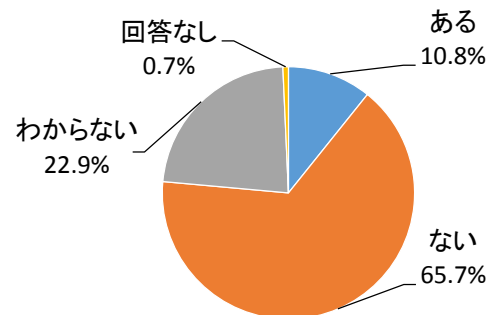
質問8：相談室SK<sup>2</sup>S（スキップ）には救済制度（困って、助けてほしいと思った時にみなさんと一緒に考えてくれる制度）があることを知っていますか？  
（質問3で「はい」と答えた人のみ）



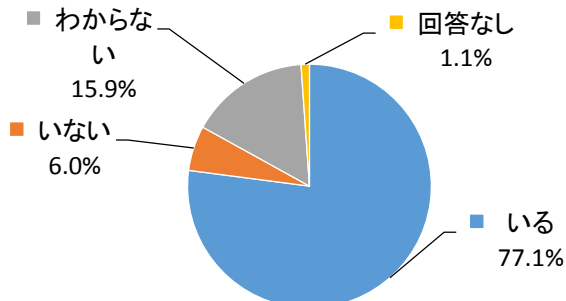
質問9：相談室SK<sup>2</sup>S(スキップ)が配布している相談室のカードを持っていますか？(ここから全員)



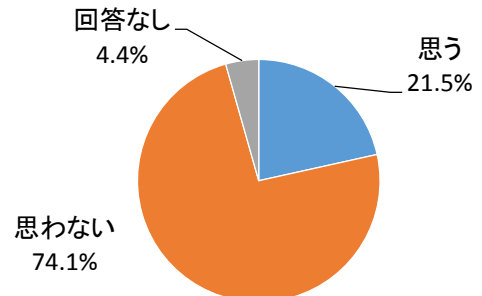
質問10：あなたは今悩んだり、困ったりしていることがありますか？



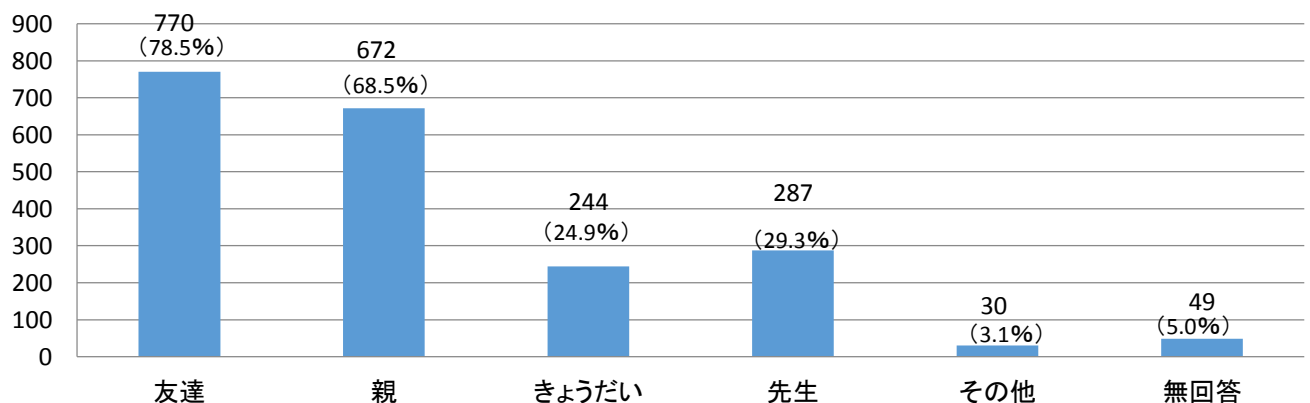
質問11：あなたが悩んだり困ったりしている時に相談できる人がいますか？



質問12：もし悩みがあるときは相談室SK<sup>2</sup>S(スキップ)に相談しようと思いますか？



相談相手の内訳(複数回答)  
(質問11で「いる」と答えた981人中の割合)



## ※中学生アンケート 年度別の推移

中学生に対するアンケートを取って、11年目になります。以下の項目にご注目ください。

### (質問1・質問3)

「知っている」、「聞いたことはある」という項目は意味が重複するため、平成23年度から「聞いたことはある」という項目を削除しています。

### (質問1・2・4・5・6・7・8)

平成23年度以降大きな変化はみられませんが、質問8の救済制度の認知度は増加傾向にあります。

### (質問3)

スキッズを知っているとの回答が確実に増えています。

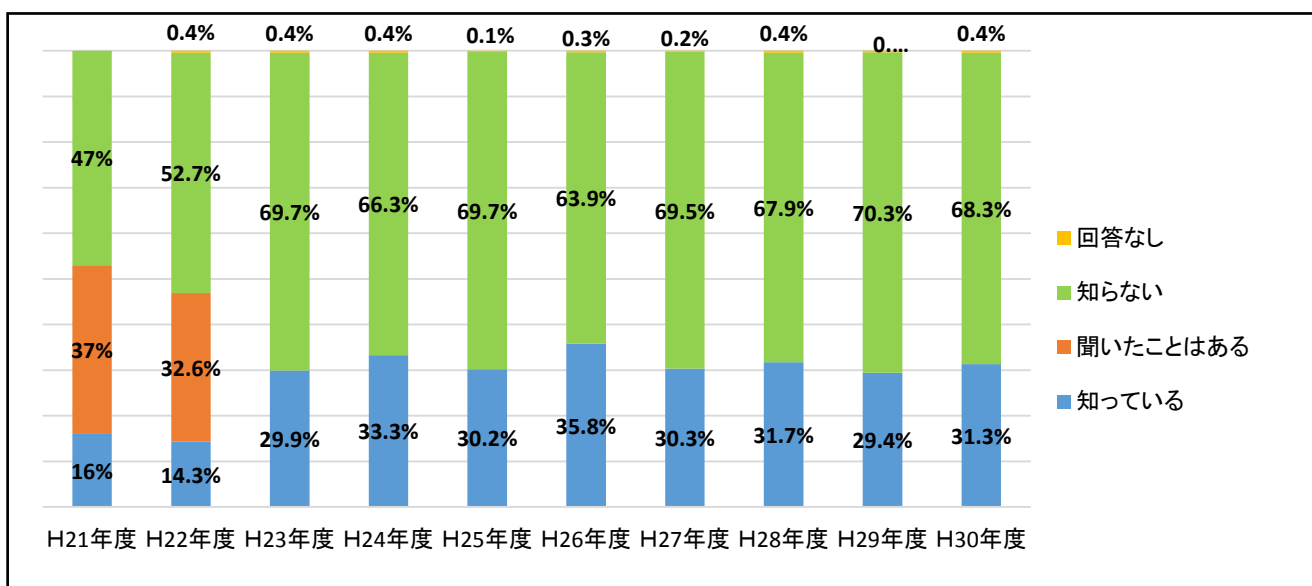
### (質問10)

「今悩んだり、困ったりしていることがありますか？」という質問については、大きな変化は見られません。

### (質問12)

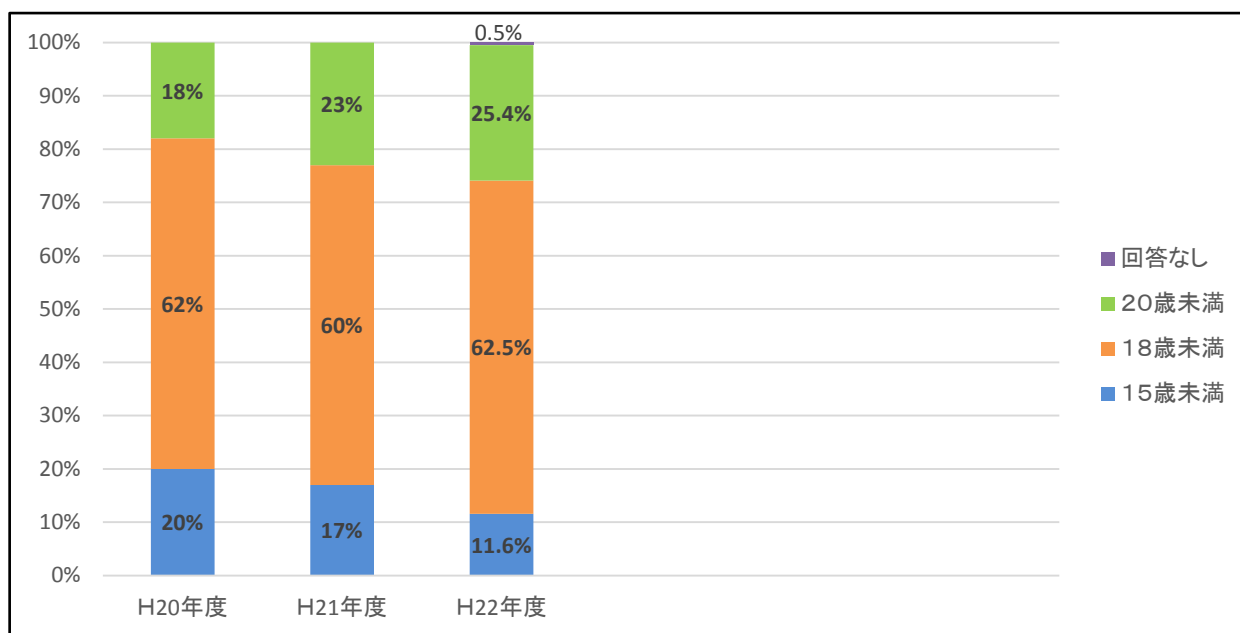
「スキッズに相談しようと思う」との回答は、平成21年度にシーメイトに移転後、増えています。

## 1. 私達の町には「志免町子どもの権利条例」があることを知っていますか？



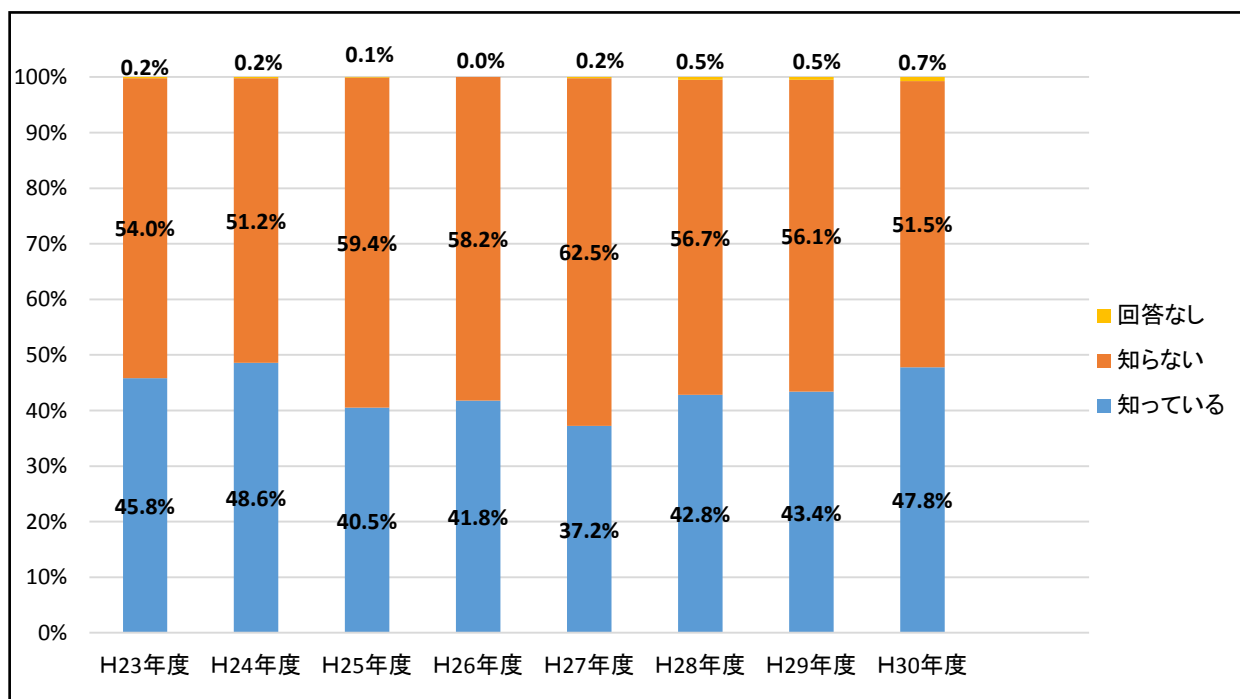
(注) 平成23年度から「聞いたことはある」は削除しています。

## 2-1. 権利条例において「子ども」は何歳までだと思いますか？

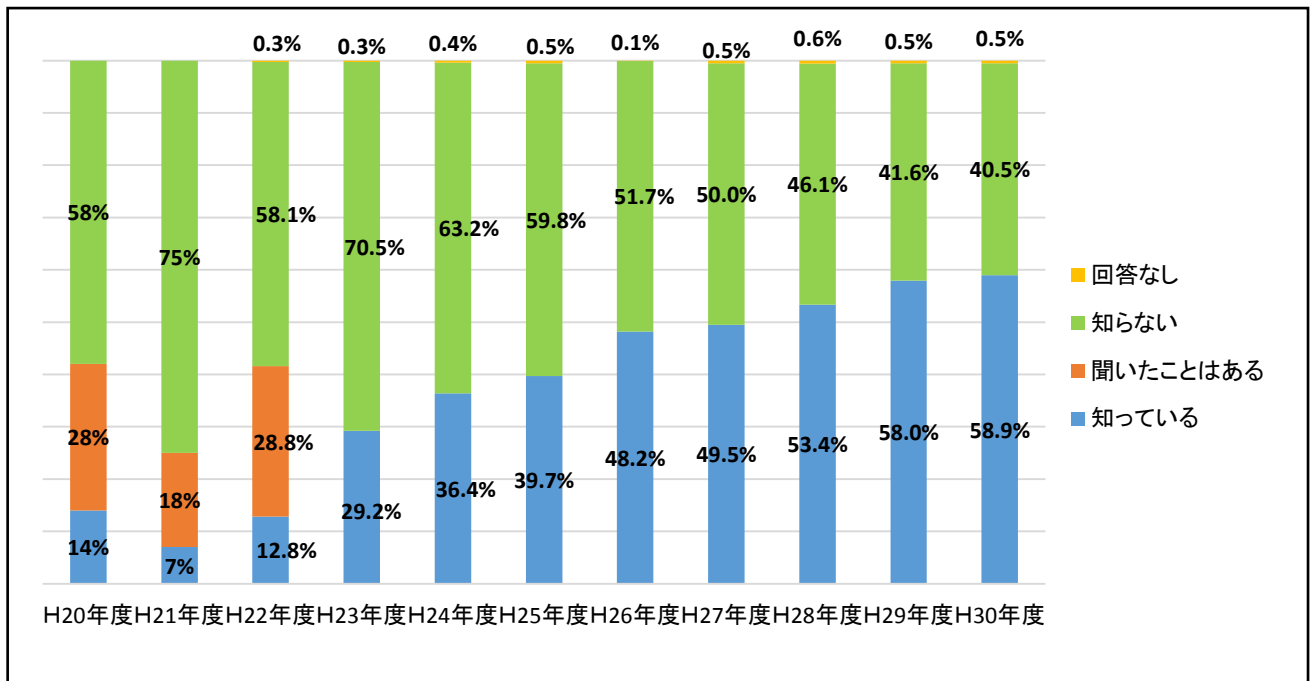


(注)質問2は、平成 23 年度から 2-2 に文言が変わっています。

## 2-2. 権利条例において「子ども」とは18歳までだと知っていますか？



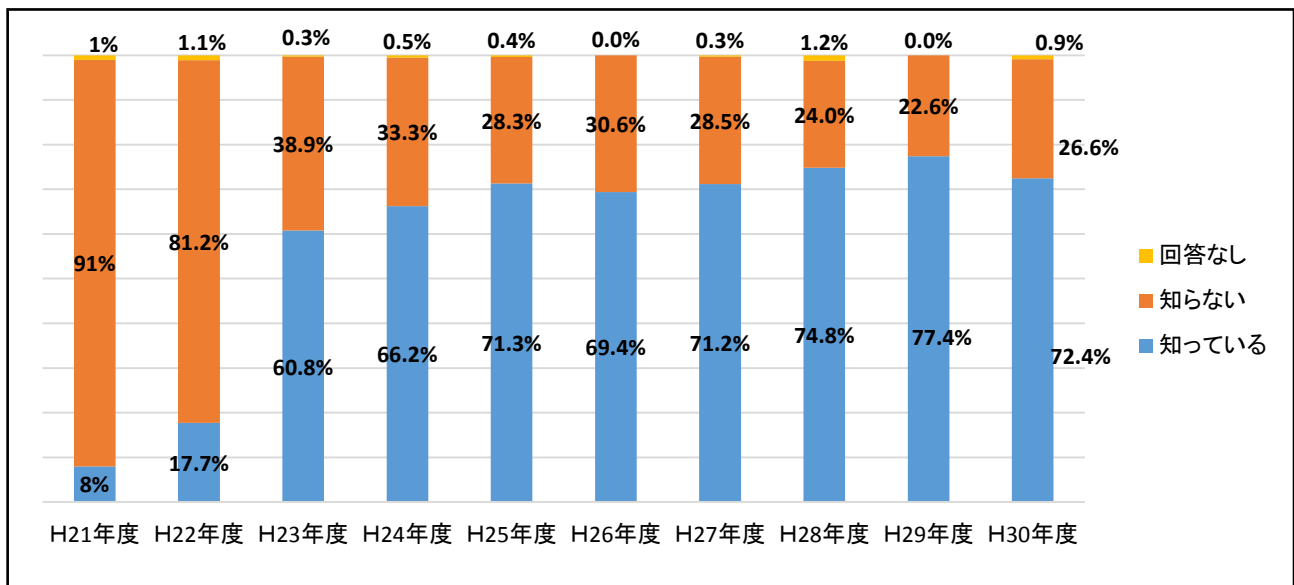
### 3. 「志免町子どもの権利相談室SK'S(スキッズ)」を知っていますか？



(注) 平成 23 年度から「聞いたことはある」という項目は削除しています。

<4～8 の質問は、スキッズを知っていると答えた人のみ>

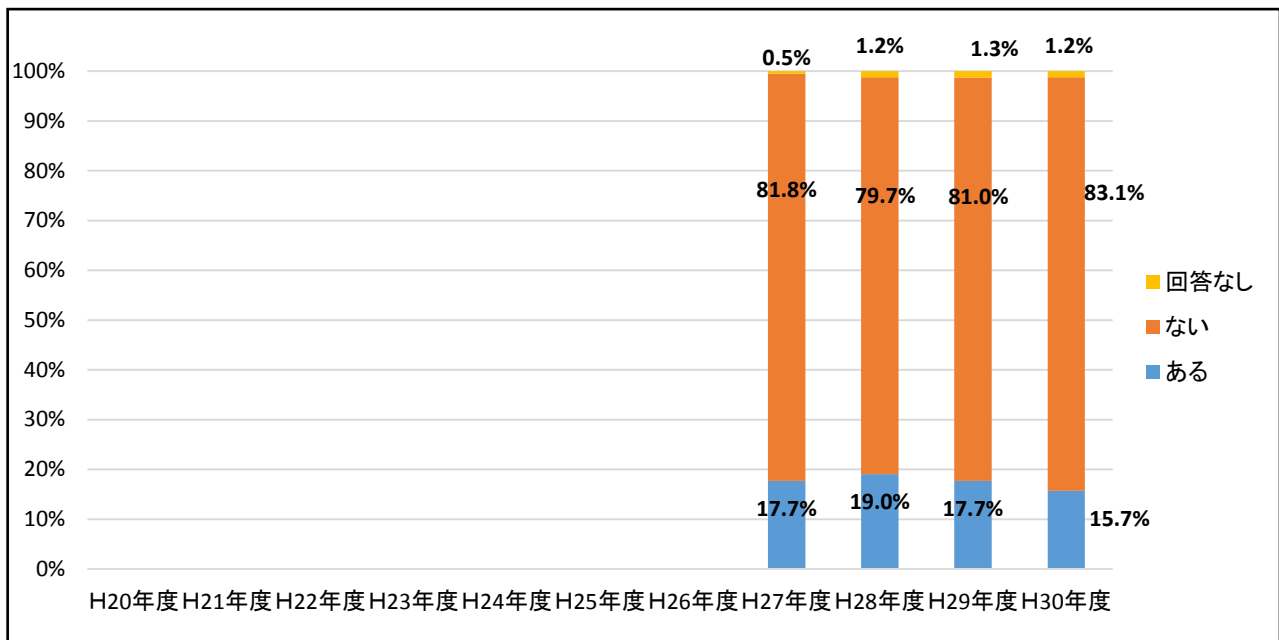
### 4. 権利相談室SK'S(スキッズ)がシーメイトにある事を知っていますか？



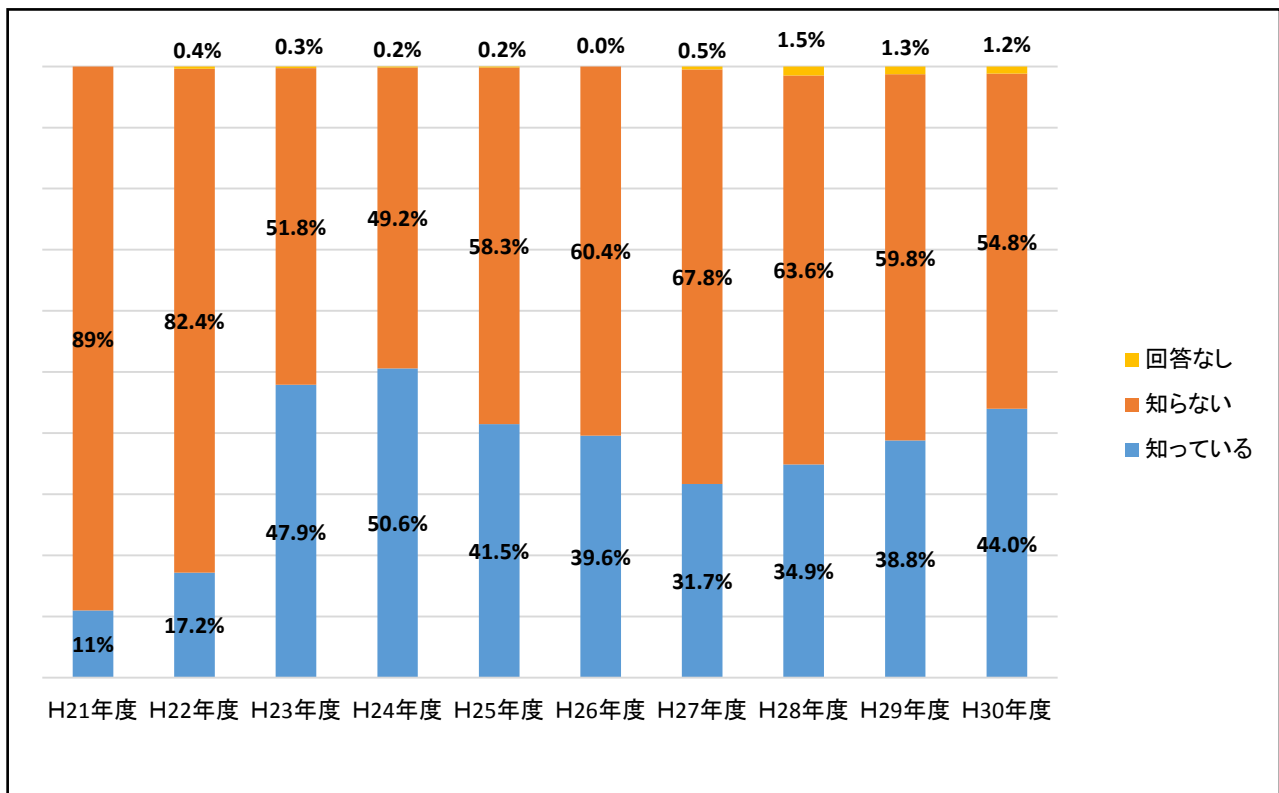
(注) スキッズは平成 21 年度からシーメイトに移転しています。

### 5. シーメイトの相談室SK'S(スキッズ)に、行ったことや、電話したことがありますか？

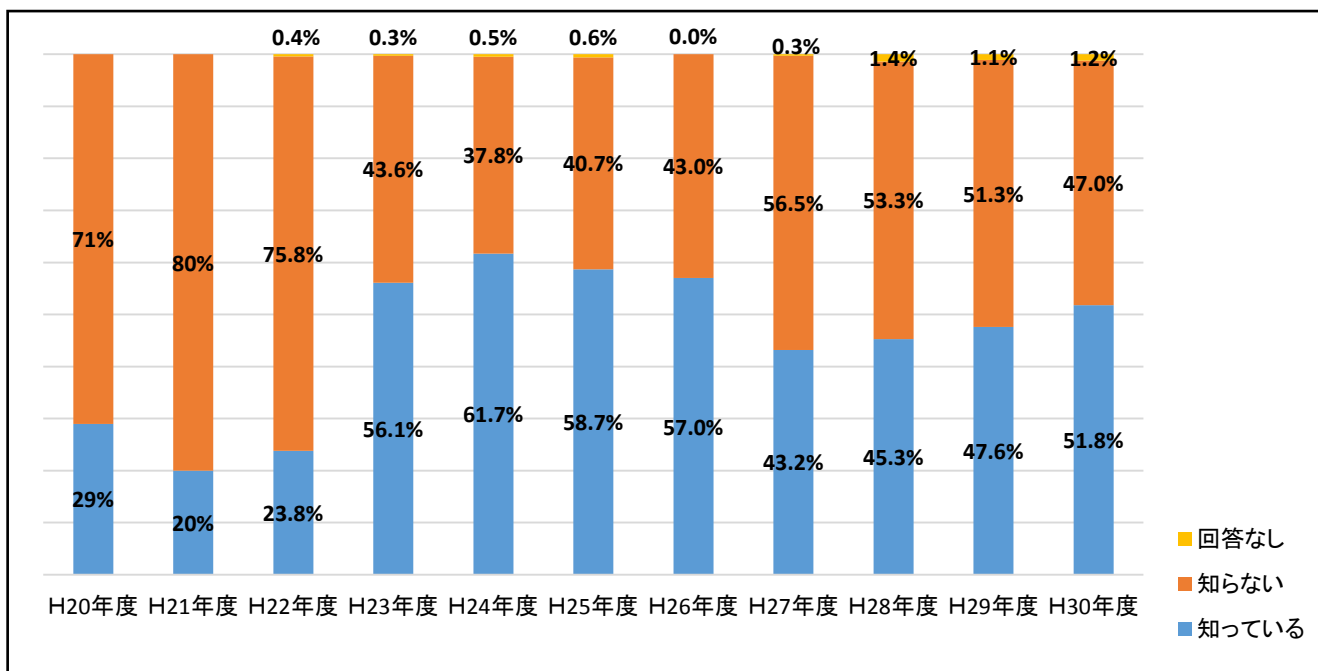
(注) この質問は平成 27 年度から新たに設けました。



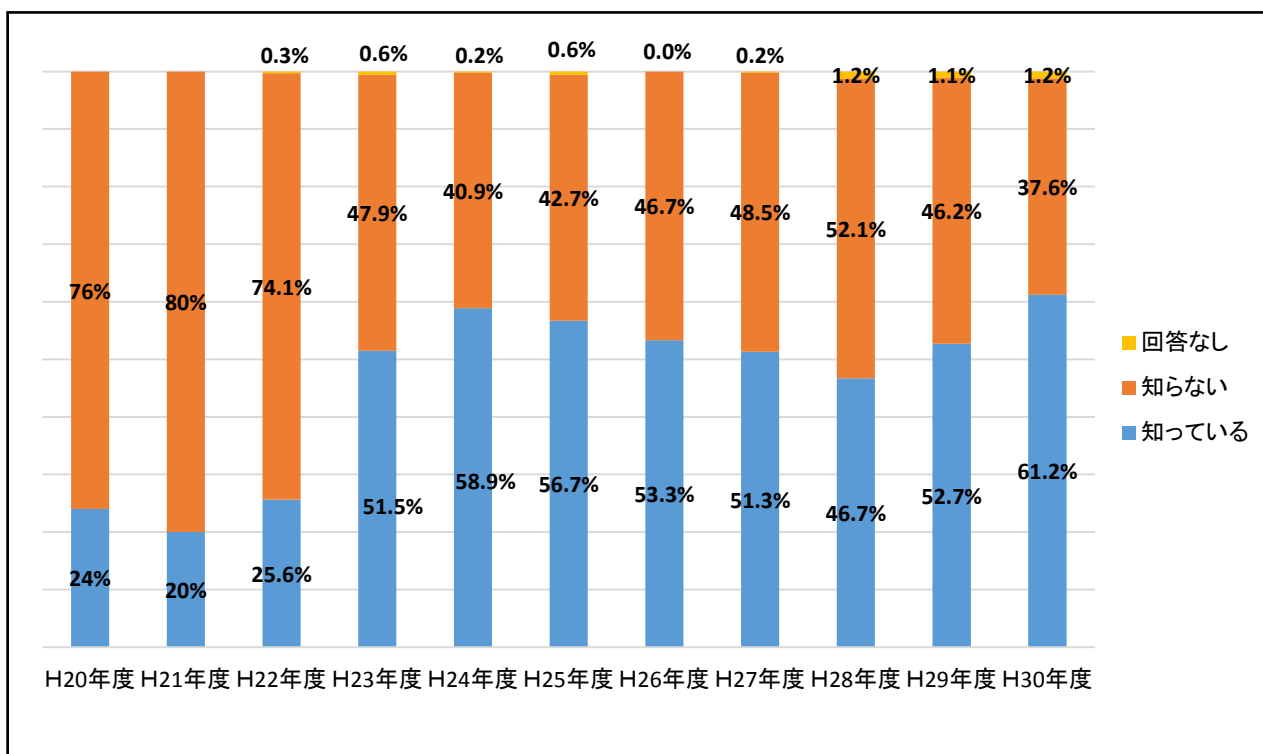
### 6. 相談室SK'S(スキッズ)は、名前を言わずに相談できる事を知っていますか？



7. 権利相談室SK'S(スキッズ)は、フリーダイヤル(無料)で電話で相談できることを知っていますか？

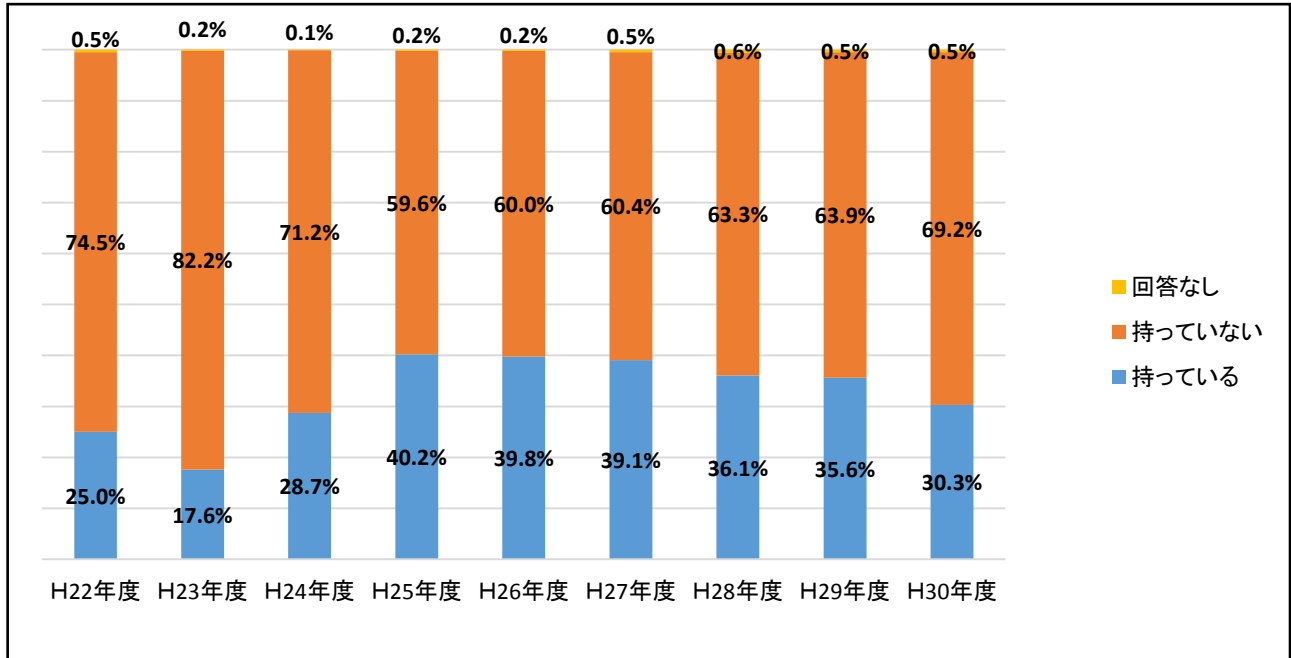


8. 志免町子どもの権利相談室SK'S(スキッズ)には、救済制度(困って、助けてほしいと思った時に、みなさんと一緒に考えてくれる制度)があることを知っていますか？

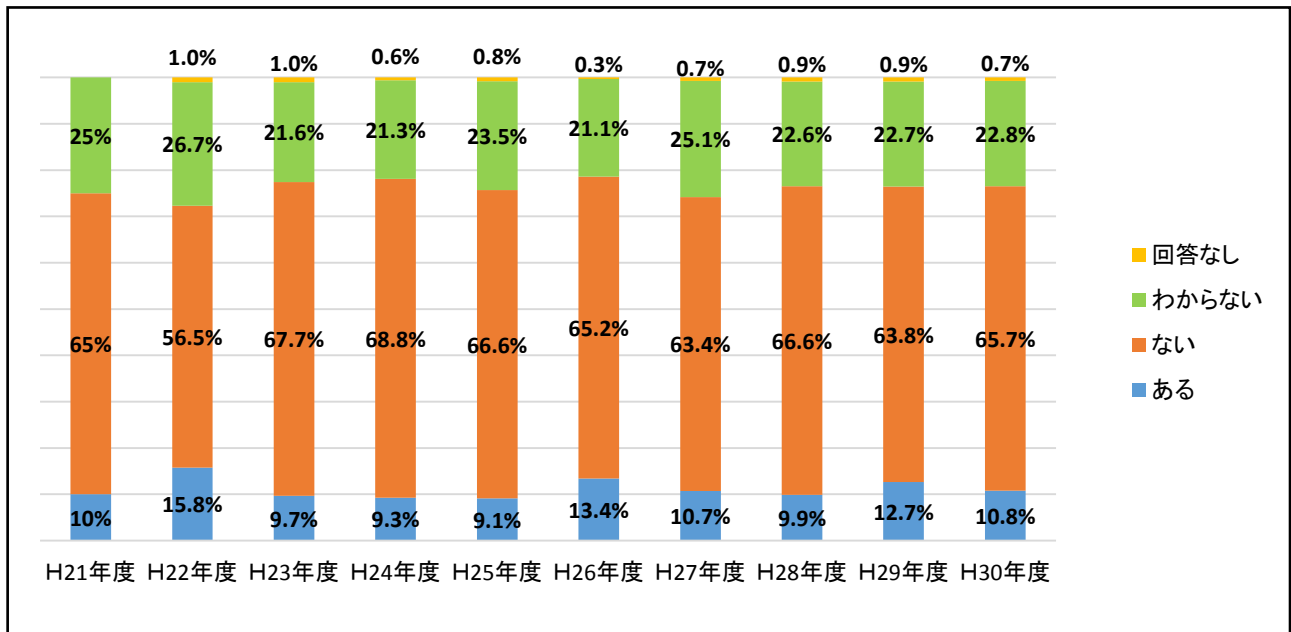


< ここから 全員回答 >

9. 志免町子どもの権利相談室SK'S(スキズ)が配布している相談室のカードを持っていますか？

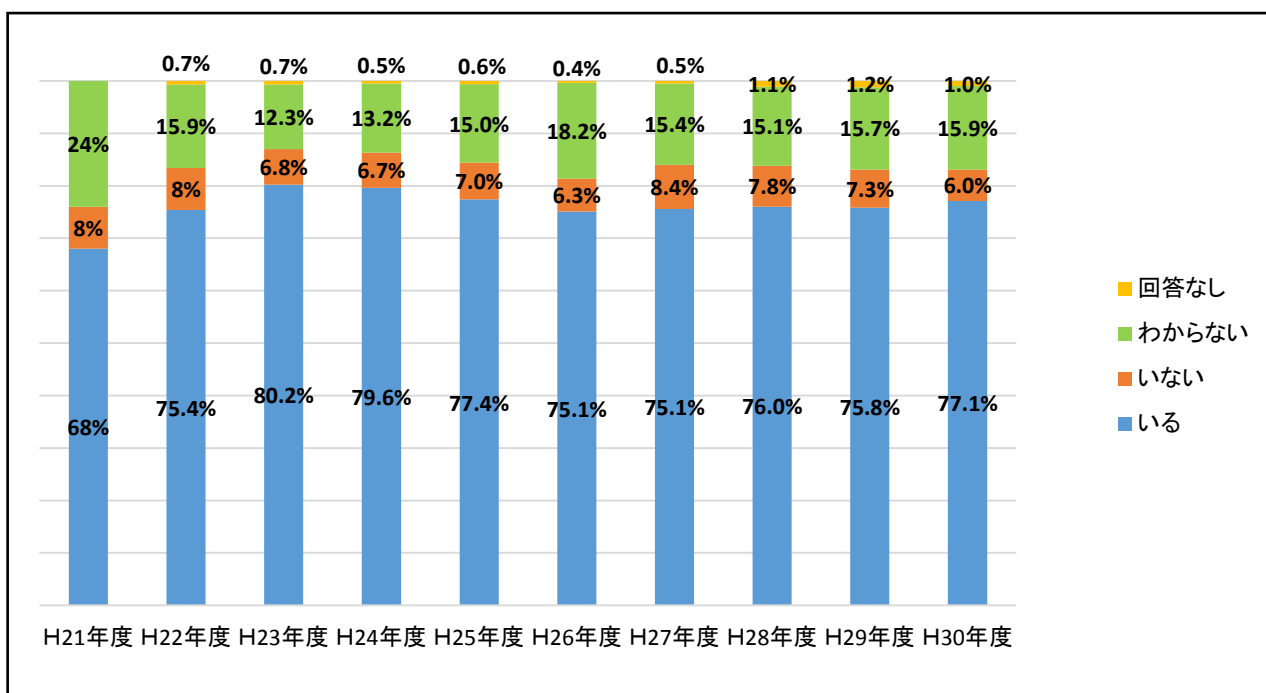


10. あなたは今悩んだり、困ったりしていることがありますか？



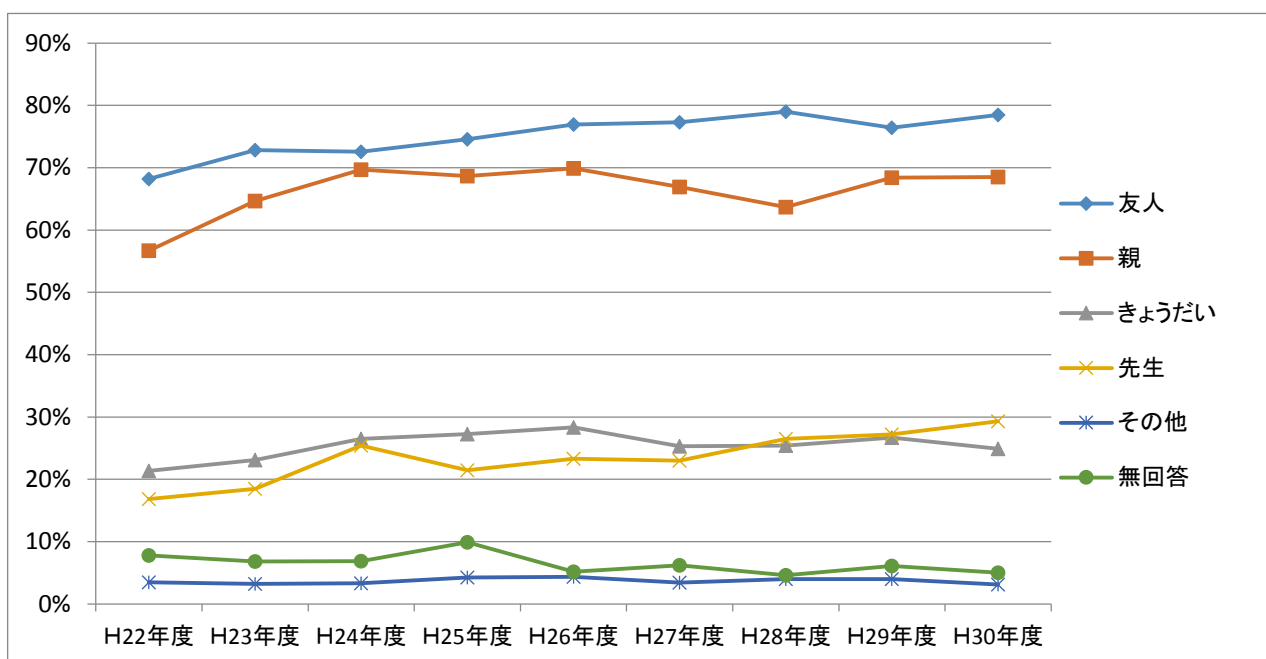


### 11. あなたが悩んだり、困ったりしている時に相談できる人がいますか？

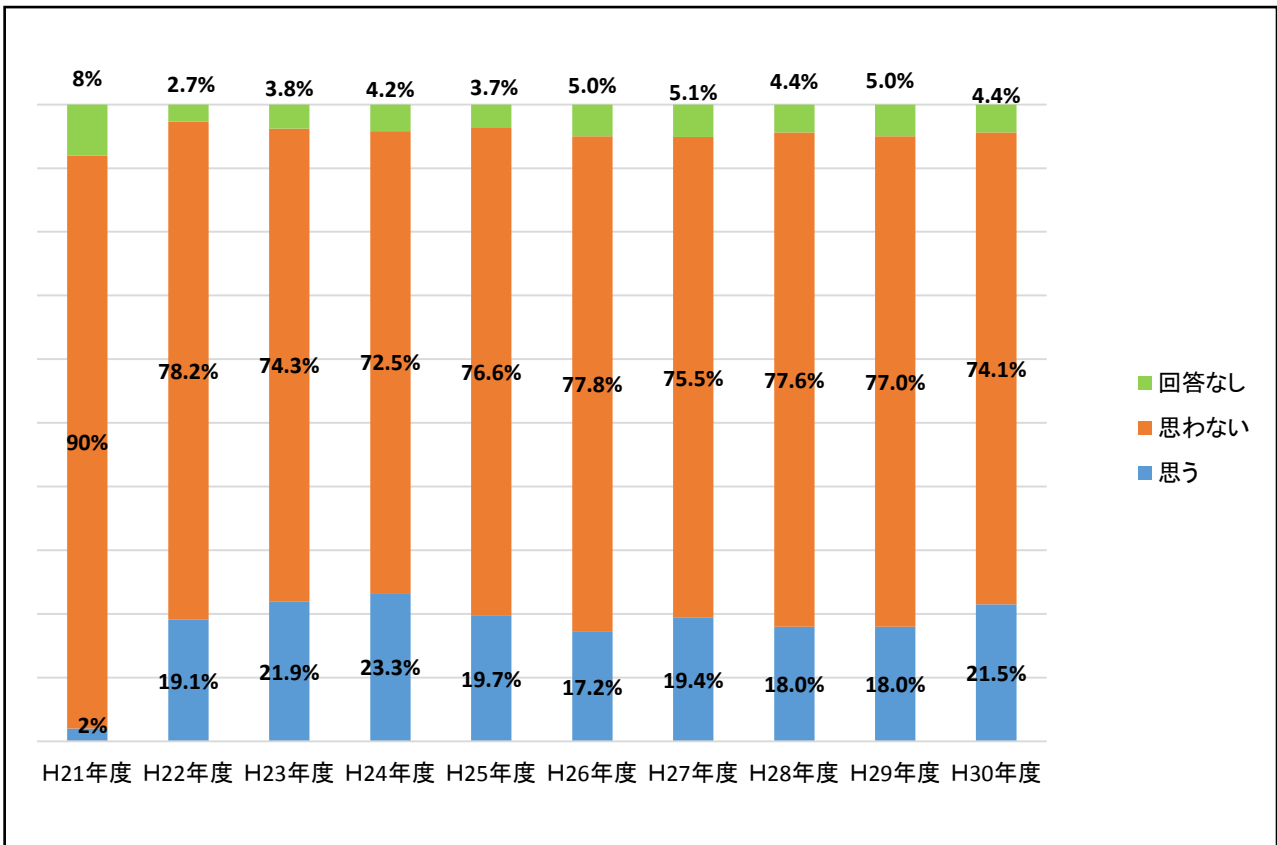


### 11. の相談相手について(内訳)

(注)質問 11 の内訳は、平成 22 年度から新たに設けました。



12. もし悩みがあるときは、相談室SK'S(スキッズ)に相談しようと思いますか？



※ 問 12、問 13 に関しては、子ども達に下記のように自由記述をしてもらっています。その一部を紹介いたします。

質問 12:もし悩みがあるときは相談室 SK'S(スキッズ)に相談しようと思いますか？

1. 「思う」の回答者の意見

- ・頼りになりそうだから 48人
- ・少しでも心が軽くなるから 38人
- ・親、先生、友達などに相談が言えないときがあるから 19人

2. 「思わない」の回答者の意見

- ・親や身近な人々に相談相手がいるから 111人
- ・知らない人に相談するのは、いやだから 59人
- ・他に相談相手がいるから 54人

3. 「無回答」の意見

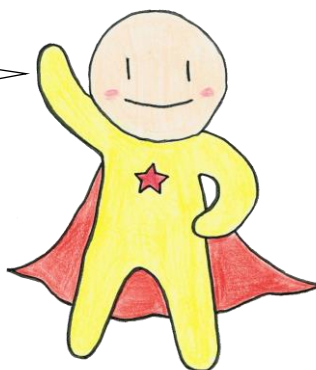
- ・わからない 2人
- ・自分自身が解決するものだと思う 2人

質問13：相談室 SK<sup>2</sup>S（スキッズ）に質問や要望があれば、教えてください。

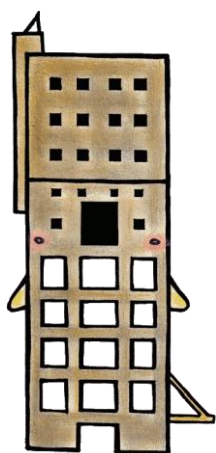
- ・スキッズの役いんはどんな人ですか？
- ・スキッズってなんですか？
- ・スキッズはどんな、場所ですか。
- ・もう少し広めてください！！あまり気づきません。
- ・電話をすればすぐ相談できるのですか？？
- ・どのような相談でもいいんですか。自分のことだけのことを相談してもいいですか？
- ・1人でいつでも、なんでもそうだんできるんですか？
- ・もし相談をするとぐたいきてきにどんなことをするんですか。

全体の詳細については、(48-51 頁)に記述しています。ご覧ください。

みなさん、ご協力ありがとう  
ございました。  
結果がでました！



子どものみかたマン



たてのすけ



しめえ～



ぼたやまん ぼたこ

## 【アンケート結果より】

質問 3 (p21) の「スキッズを知っていますか？」という問いに対し、「知っている」と答えた生徒は全体の 58.9%でした。質問 3 の年度別推移 (25 頁) をみると、「スキッズを知っている」と答えた生徒の割合は、平成 25 年度の 39.7%から平成 30 年度の 58.9%と大きく増えています。これは、平成 25 年度に志免西小学校での出張スキッズが始まり、定期的  
に実施していることや、相談室スキッズでは、相談がない時は子ども達の居場所として開放したり、夏休みにはチャレンジ広場で、志免町の小学校において啓発活動をしてきたことが影響していると考えています。質問 1 の、私たちの町には「志免町子どもの権利条例」があることを知っていますか？という問いについては、知っていると答えた生徒の割合は、31.3%で、年度別推移においてほとんど変化がみられません。今後、「志免町子どもの権利条例」の認知度を上げていく事が重要な課題であると考えています。

質問 12 (22 頁) の「悩みがあるとき、スキッズに相談しようと思いますか？」との質問には、21.5%の生徒が「はい」と答えています。質問 12 の年度別推移 (30 頁) をみると、増える傾向にあるように思われます。

質問 12 の理由について、資料 1 (48-51 頁) で、記述内容を載せています。

「相談しようと思う」理由 (48 頁) には、「頼りになりそうだから」、「少しでも心が軽くなるから」、「親、先生、友達などに相談が言えないときがあるから」

「名前を言わずに相談できるし、無料で相談できるから」といった回答が多くありました。

「相談しようと思わない」理由 (49 頁) としては、「親や身近な人に相談相手がいるから」という回答が 111 人と圧倒的でした。「知らない人に相談するのは、いやだから」が 59 人、「他に相談相手がいるから」が 54 人でした。「めんどくさいから。」、「遠いから行きにくい。」、「解決するかわからない、悩みを分かってくれそうにない」という理由も多くありました。質問 11 で、「相談できる人がいる」と答えた生徒が 77.1%もいることは心強いのですが、「いない」と答えた 6.0%、「わからない」と答えた 15.9%の生徒が気になります。スキッズがこの生徒たちの受け皿になっていけるように、認知度を上げ、より身近な存在になれるよう、今後の活動を充実させていきたいと考えています。

今はまだ、相談しようと思っていなくても、だれにも話せない悩みができたり、困った時に、スキッズのことを思い出してもらいたい…と思います。今後、地域に浸透するような広報活動にも、力を注いでいきたいと思っています。

## コラム～相談室から～



### <室内の様子>



志免町の子どもの権利を守るために開室された、子どもの権利相談室スキッズは、今年で12年目になりました。子どもからの電話での相談や、親子で来室されての相談を受けています。今年度も、友達関係や親子関係などさまざまな悩みが相談室で語られました。

相談がない時は、子どもたちの居場所として開放しています。そこには、顔なじみの子どもや、友達に連れられて恥ずかしそうに初めて来室する子どもたちが、「こんにちは」と大きな扉を押しながら笑顔で入ってきます。そんな子どもたちが、トランプやかるた、ウノ、ジェンガ、ゲーム、ぬりえ、折り紙などを楽しみ、1時間を相談員とともに過ごし、友達と言葉や笑顔を交わしながら、和やかな雰囲気の中で遊んでいます。

遊びながら、ふと、学校や家庭での話になることもあります。先生でもなく、親でもない、一緒に遊んでくれる相談員という、子どもたちにとっては気楽な存在だからこそ、短時間で心を開いてくれるのでしょう。

校区外で来室するのが難しい子どもたちのために、志免西小学校で出張スキッズを開室しています。今年度も、多くの子どもたちが来室してくれました。来年度は、志免南小学校と志免中央小学校にも活動の場を広げることになりました。出張スキッズでの子どもたちとの触れ合いが増えることを、楽しみにしています。

子どもの虐待やいじめの件数が年々増加する昨今、楽しそうに無邪気に遊ぶ子供たちが、たった一人で苦しみに耐えてつらい毎日を過ごすことがないよう、スキッズの相談員として、多くの子どもたちのSOSに気づき、助けてあげられるような存在でありたいと思っています。

## (1) 研修

平成 30 年度 福岡県市町村等児童相談関係職員研修プログラム 受講内容

4 月 17 日 (火)

- ・社会的養護における自立支援
- ・子ども虐待対応の基本

4 月 19 日 (木)

- ・子ども家庭福祉における倫理的配慮
- ・児童相談所における方針決定の過程
- ・子ども家庭相談援助制度及び実施体制
- ・ソーシャルワークの基本

4 月 20 日 (金)

- ・行政権限の行使と司法手続き
- ・安全パートナーリング超入門

4 月 24 日 (火)

- ・関係機関との連携・協働と在宅支援
- ・子どもの成長・発達と生育環境

4 月 26 日 (木)

- ・社会的養護制度について
- ・子どもの権利擁護
- ・非行対応の基本
- ・障がい相談・支援の基本

12 月 21 日 (金)

- ・母子保健の役割と保健機関との連携
- ・子どもの生活に関する諸問題
- ・ソーシャルワークの基本
- ・子どもと家庭の生活に関する法と制度の理解と活用



## (2) シーメイトこどもまつりに参加

日時：平成30年5月5日(金) 13:00~15:00

場所：子どもの権利相談室 スキッズ

子どもの権利相談室の場所を知ってもらうために、シーメイトこどもまつりのスタンプラリーに加わり、ゴルフゲームをしました。ゴルフにチャレンジして、スキッズのキャラクターのお面か、しおりをプレゼントするというゲームでした。77人の子どもたちが相談室に来て、楽しく参加してくれました。会場がわかりにくいので、誘導の声掛けをすると、たくさん来室してくれました。親子連れが多く、応援も盛んで子どもも大人も楽しんでいました。



「どうやるのかな？」並びながらも気になる様子



初めてのゴルフ！しっかり構えてね



プレゼントのお面・しおり



ゴルフにチャレンジ！の会場です。

### (3) 志免西小学校での出張スキッズ

志免西小学校での出張スキッズを開室して 6 年目になります。スキッズがあるシーメイトから一番離れている志免西小の子どもたちに、相談できる場所を設定したり、遊びの提供を行ったりしています。

遊びの提供では、プラ版作りや、ぬり絵、カルタやあやとりなどができるように準備をしています。プラ版は、スキッズのキャラクターの絵を下絵にしているので、スキッズのキャラクターに関心を持ってくれるようになりました。

今年は、活動後に、子ども達に「一言感想」を取り入れてみたところ、積極的に書いています（一部を紹介しています）。感想の中には、「志免町の楽しさが分かりました」という感想もあり、スキッズのことが浸透しているようです。

出張スキッズは、子ども達が毎回楽しみにしてくれています。先生方や保護者の方々にも、スキッズのことを覚えてもらう機会となっているようです。子どもからの相談を受けることもありました。

子ども達が自由にお話ができるように、「お話コーナー」も設けてみました。

参加人数に変動がありますが、以前に比べると、相談員との交流も深まり、挨拶やお礼を言って帰る子ども達が増えました。また、活動が終わると、清掃に来た子どもたちが自分から片付けを手伝ってくれるようになりました。



日程

第 1 回出張スキッズ：	6 月 5 日(水)	114 名
第 2 回出張スキッズ：	7 月 11 日(水)	122 名
第 3 回出張スキッズ：	9 月 5 日(水)	93 名
第 4 回出張スキッズ：	10 月 10 日(水)	90 名
第 5 回出張スキッズ：	11 月 7 日(水)	36 名
第 6 回出張スキッズ：	12 月 5 日(水)	52 名
第 7 回出張スキッズ：	1 月 16 日(水)	68 名
第 8 回出張スキッズ：	2 月 6 日(水)	86 名
第 9 回出張スキッズ：	3 月 6 日(水)	87 名

合計 748 名

○時間 子どもたちの利用 13:05~13:45 (昼休み)

○場所 志免西小学校 多目的室・相談室



#### (4) 夏休み地域子ども教室（チャレンジ広場）での啓発活動

日時：平成 30 年 8 月 1 日（水） 10:00~11:00 志免東小学校（31 人）  
13:30~14:30 志免西小学校（49 人）  
8 月 8 日（水） 10:00~11:00 志免中央小学校（57 人）  
13:30~14:30 志免南小学校（29 人）

##### 1. 活動内容

地域子ども教室（チャレンジ広場）は、子どもの居場所づくりの一環として実施しています。その活動の1つとして、「志免町子ども権利条例」や「子どもの権利相談室（スキッズ）」の広報活動を行っています。チャレンジ広場での広報活動は「志免町子ども権利条例」について説明を行ったり、「スキッズ」について知ってもらったりすることを目標としています。また、人権に関する絵本や動画を実施することで、子ども達の人権意識の向上を目指しています。参加する子どもたちは低学年から高学年までの子どもたちがいるため、絵本は低学年向けに、動画は高学年向けの内容にしています。

##### 2. 時程

- ①10：10～ 人権について1（子育て支援課からのお話）  
「志免町子どもの権利条例」（パワーポイント）
- ②10：20～ 「相談室って、どんなところ」（パワーポイント）
- ③10：35～ 人権について2  
絵本「すごいよ、ねずみくん」（パワーポイント）
- ④10：50～ 人権について3  
動画「いじめをなくすために、今」（DVD）
- ⑤11：05～ まとめ



## (6) 志免町文化祭に参加

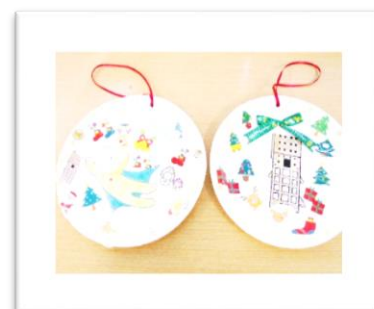
日時：平成30年11月4日（日）10:00~15:00

場所：志免町役場裏特設会場

志免町役場主催の文化祭に参加して2年目になりました。

「スキッズ」（子どもの権利相談室）の広報活動と遊びの提供を行いました。

スキッズのスペースには、「子どもの権利相談室」のことを知って頂くため、手作りの大判の説明板を展示しました。遊びでは、「世界に1つしかないリース」の作成を行いました。紙皿の中央に子ども達に親しみを持ってもらうためにスキッズのキャラクター張り、好きなキャラクターの皿を選びシールをはりつけて完成させました。未就学の子供達は親子の創作活動となり、皆さん、「楽しい」と言いながら作っていました。



<出来上がった作品>

来場者に袋詰めの配布物（内容は下記の通り）を帰りに手渡したところ、子どもにも保護者にも喜んでもらいました。「来年も来てください」と声をかけると、「来年もあるんですか」と喜んで帰る姿が印象的でした。

未就学児の参加者が多かったため、リースの作成中に相談者が保護者に話しかけることができました。スキッズの場所や活動内容などを伝える事ができ、啓発活動に繋がりました。

### 《参加人数》

- ・未就学児 24名 ・志免中央小 10名
  - ・志免西小 9名 ・志免東小 3名、
  - ・志免・南小 1名 ・その他小学校 6名、
  - ・大人 7名
- 計 60名

### 《配布したもの》

- ・「志免町子どもの権利条例」の冊子
- ・スキッズの内容等がしるされているクリアファイル・三つ折りチラシ
- ・カード・手作りしおり・お面
- ・スキッズのキャラクターのぬり絵

## (7) 志免町子どもの権利フェスタ 2018

日時：平成 30 年 11 月 18 日（日）

第 2 回子どもの権利かるた大会 10：00～13：00

町長と子ども実行委員の懇談会 13：30～14：30

場所：中央小学校 体育館

「志免町子どもの権利条例」に基づいて子どもの権利かるた大会を行いました。また、NPO 法人スペース de GUN<sup>2</sup> 代表の百田英子様は、志免町子どもの権利条例について講演をしていただきました。みんなで参加し、好きなかるたはどの条例に当てはまるか、子どもの権利について楽しく学ぶことができました。



今年は、子どもから大人まで参加し、幅広い年齢層の 1 チーム 5 人のチームで戦いました。かるたを真剣に見つめ、今年も白熱した試合が繰り広げられました。

競技の合間のインタビューでは、恥ずかしそうに自分の好きな札を言ったり、元気に来年も参加したい、思い出づくりができた等の声がありました。大会では、子ども実行委員が受付や司会進行等色々と活躍しました。かるたを通して、普段触れることがない、地域の方や、他校のお友達との交流もできました。



かるた大会後は、子どもの意見表明・参加の場として、子ども実行委員が町長と直接話す機会が設けられ、子ども目線のたくさんの意見を町長に伝えることができました。

## (8)「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2018 宗像に参加

日時：平成 31 年 2 月 11 日（月）10：00～15：30 分野別実践交流会議

場所：グローバルアリーナ

17 回目を迎える全国自治体シンポジウムは、平成 30 年 10 月に開催予定でしたが、台風の影響により中止となり、翌年 2 月に分科会を中心とした「分野別実践交流会議」という形で開催されました。第 1 分科会「子どもの相談・救済」では、調救済委員が活動報告を行いました。また、事務局職員は各分科会に分かれて出席し、先進自治体の取り組みの報告を受けました。

### 第 1 分科会 子どもの相談・救済

分科会で圓入・調救済委員が報告しました。「子どもの権利条例に基づく子どもの権利相談室の 10 年の歩みと課題」と題して、これまでの取り組みを 1 年単位で振り返りながら、紹介しました。それぞれの段階での成果と課題を整理でき、これからの目指す方向性を考える手掛かりとなったように思います。

その他、宗像市や国立市、筑前町の救済委員やオンブズマンによる報告がありました。中でも長崎は自治体主導ではなく、民間団体が一から作り上げ、運営しており、多くの注目を集めていました。自由に活動できるという利点がある一方、資金面の厳しさから、安定して開室することが難しい、という大きな課題も抱えていました。

最後は、国連人権理事会に参加し、帰りに直接立ち寄ってくださった方からの報告でした。日本は国連人権理事会から、子どもの権利擁護の機関を設置するよう勧告を受けているそうですが、設置しないというのが政府の方針だそうです。今後、意識が高まっていき、多くの自治体、あるいは民間において子どもの権利擁護のための機関が増えていくことを願います。

### 第 2 分科会 子どもの虐待防止

5 自治体から児童虐待防止のための取り組みに関する報告がありました。他機関との情報連携や、妊娠期からの支援、早期発見に向けた取り組みなどが紹介され、大変勉強になりました。特に福岡市の取り組みとして、産科から「連絡票」により情報提供を受けるなど、医療機関との情報共有の仕組みが整備されていることは、参考になりました。

#### 第4分科会 子ども参加

子ども参加の実態について、2団体の活動と筑紫野市内五中学校生徒会連合体の取り組みに関する報告がありました。児童館などで子どもの主体性に任せた活動内容と、それをサポートする大人の関わり方の紹介があり、勉強になりました。生徒会は全国の中学校にあり、生徒会は子どもの会議の1つの形態であると考え、生徒会の活動が地域の中に入っていきような仕組み作りが、これからの子どもにやさしいまちづくりに期待されると感じました。

#### 第6分科会 子ども条例

子ども条例を制定している2自治体と、韓国での取り組みについて報告がありました。子ども条例を活かして、子どもにやさしいまちづくりを推進するためには、子どもの意見を施策に取り組み、行政が子どもをパートナーシップにとらえ、「子どもをあてにする」仕組みをつくる必要があると、再確認しました。

退任にあたって

安原伸人

平成19年度から、4期12年間、志免町救済委員として活動させていただきました。

前代表の安部先生と9年間、調先生と12年間、圓入先生と3年間志免町子ども救済委員として、子どもの権利擁護のために、微力ながら関わることができたことを誇りに思います。

今年度が最後の任期となりました。4期目は代表としても活動させて頂きましたが、力不足の面があったことは否めません。来期からは新たに柳先生が委員に加わっていただき、調先生と圓入先生と共に志免町の子どもたちの為に頑張っていただけのもので期待しております。

私は、志免町が九州で初めて条例という法的根拠のもとに立ち上がった救済制度の運営に始めから関わり、立ち上げ当初、救済委員の安部先生、調先生、相談員の原始メンバーで、救済制度の認知度をどう広げていくべきか、また制度の運用をどうすべきか真剣に議論してきたことが懐かしく思います。

あれから12年経過して、少しずつ認知されるようになってきましたが、志免町に根付いたと胸を張って言えるまでには至っていないと思います。

ただ、子供たちや保護者の方の身近な存在として相談業務を行っていただく相談員の方々のおかげで、着実に志免町に救済制度ありといえるようになってきているのも事実です。

来年度からは志免中央小と志免南小にも定期的に出張スキップ訪問を行う予定になっているようですが、この企画も相談員の皆さまの発案です。相談員の皆様の存在は本当に心強い限りです。

今後も、救済委員が相談員及び子育て支援課の職員の方々と協力して、充実した救済・相談活動を行い、志免町が子どもたちの笑顔であふれる街となるように祈っております。

12年間本当にありがとうございました。

志免町こども権利相談室のこれまでとこれから

子どもの権利救済委員 調 優子

九州で初めてとなる子どもの権利条例が、この志免町で制定されて十二年がたちました。そして、私が救済委員に任命されたのも十二年前、今年度は四期目の最後の年になります。気付けば、スキップの歴史を知る、一番の古株になってしまいました。

十二年の間に、どんな変化があったのか。今年度、宗像で開催された全国自治体シンポジウムの分科会において、これまでの歩みと課題について、その過程を報告する機会をいただきました。相談室の場所や開室時間の変更、名前の公募や広報する場所の拡大など、試行錯誤しながら今に至ることを改めて実感しました。この条例は、前例が多くある訳ではなく、条例をもつ自治体の規模も背景もそれぞれ違うために、どういうあり方が正解なのか、いまだに確信が持てていないのが正直なところです。少なくとも、よりよいと思う方向を目指して、今後も手探りで進んでいくのだろうと思います。

試行錯誤の過程で、進化したといえる面もあれば、残念ながらまだ変わっていないものもあります。

十二年前この権利条例の話を知ったとき、その理念の美しさに心を打たれたことを、今でも鮮明に覚えています。子どもの権利を守ることを明言し、それを積極的に実現するものとして作られた仕組みは、ともすれば保守的と言われる九州にあって、目新しく、今後に大いに希望を抱かせるものでした。その後、他の自治体で条例が次々と制定されるのではないかと予想していましたが、実際は条例をもつ自治体が少数派なのは、残念に思う状況の一つです。また、志免町の子どもたちが、この条例の存在を知ることによって、自分が大事にされていると感じられるのではないかと期待も当初はありましたが、条例はまだ、知る人ぞ知る存在です。まずは知ってもらうことから、という目標は、今後も大きな課題となりそうです。

進化としてあげられるのは、出張スキッズの開催です。シーメイトの校区外にもいる、志免町の全ての子どもたちが利用できるという理念に一步、近づけた出来事でした。来年度はさらに、出張スキッズの場所を増やすことも検討しています。

知らない人には相談できないという声もあったことから、相談目的以外でも、来室して自由に遊べることにしたことも、変えてよかったと思えていることの一つです。遊びを通して普段から話しやすい関係を築き、子どもたちが困ったときに思い出してもらえるような場所でありたいと願います。

広報の仕方も随分と変わりました。より多くの人に、より正しく知ってもらうために、今後も工夫していく必要があります。そのためには、関わる方々の理解と支援が欠かせません。条例があるということだけに満足せず、理解してもらうための努力を続けていかなければならないという思いを強くしています。

今年度で、長く一緒に活動してくださった安原先生が任期を終えられることになりました。どれだけ多くのことを学べ、どれほど心強かったか、感謝の言葉もありません。

後任としてきてくださった柳先生とともに、気持ちを新たに、最善の策を考えながら、一步ずつ、着実に歩みを進めていきたいと思えます。今後ともご理解、ご支援のほど、どうぞよろしくお願い致します。



## 1期（3年）間の救済委員を経験して

圓入智仁

私は大学生の時に社会教育学を専攻し、学校外の子どもの活動の歴史を勉強しました。大学院を経て地方自治体に就職し、1年少しという短い期間ではありましたが、児童相談所で働きました。これ以降、学校教育だけではない、広い意味での教育学と、様々な状況にある子どもたちを支援する児童福祉の、2足のわらじを履いて研究に取り組んできました。

子どもが持つ、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を、いかに保障するのか、ご家族をはじめ、教育に携わる方々も、福祉に携わる方々も、そして、子どもの周りにいる全ての大人が、それぞれの立場で、考えておられるはずで、そのはずなのですが、時として、これらの権利が、大人から、あるいは子どもたちの間で、侵害されることがあります。子どもが安全に、安心して生活することができないと、子ども本人や保護者から訴えがあった場合に、私たち、子どもの権利救済委員の出番となります。

ある子どもが「学校に行きたくない」と訴えてきたとします。その理由は、様々な考えることができます。もしかしたら、学校で同級生や上級生、下級生に嫌な思いをさせられているのかもしれませんが。先生の言動から、そう感じているのかもしれませんが。あるいは、登校途中に、何か嫌な思いをすることがあるのかもしれませんが。それは、同学年や他学年の子ども、あるいは通っている学校には関係ない人という、いろんな「嫌な思いをさせる人」が考えられます。

大切なことは、子どもが「学校に行きたくない」という気持ちを表現できる場を確保することです。子どもたちは、身近な親やきょうだい、あるいは祖父母や親戚に伝えるかもしれませんが。学校で担任や同級生、先輩や後輩、用務員さんや売店の方に伝えるかもしれません。どこかで誰かに伝えることができているならば、その方々を頼ることができます。しかし、うまく自分の気持ちを伝えることができなかつたり、「伝えることができる」と思えるような相手がいなかつたりするかもしれません。

そのような時に、「子どもの権利相談室（スキッズ）」を思い出してほしいのです。スキッズの相談員は、当事者ではない「第三者」の立場で子どもたちと会い、

話を聞き、相談に乗ります。子どもたちは特に相談のないうちから「スキッズ」に遊びに来てもらっています。そして、何か困ったときに「スキッズ」で相談員に話かけてくれます。もちろん、保護者の方々からの相談も対応できます。来室が難しいときは、お電話でも構いません。

そして私たち、子どもの権利救済委員は相談員の支援をしつつ、必要なときには子どもの権利を守るために、活動しています。

このような「第三者」の立場での活動は、このスキッズを含めた救済委員制度の根幹をなす部分です。当事者の話をしっかり聞き、子どもの権利を保障するためにはどうすれば良いのか、考えております。そのためには、志免町の全てのみなさんに、スキッズや救済委員制度に対するご理解をいただくことが不可欠です。引き続き、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

今年度をもって、代表救済委員の安原先生がご退任となります。弁護士である安原先生には、志免町の子どもの権利条例をどのように運用するのか、法学の観点から、多くのことを教えていただきました。まだまだ教えていただきたいことは山ほどありますが、来年度には、新しい救済委員の先生がお見えになります。引き続き、子どもの権利救済委員として、志免町の子どもたちの権利を守る活動に、取り組んで参りたいと思います。

# 資 料

---

## 資料 1

志免中、志免東中への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述・・・・・・・・・・ 48

## 資料 2

出張相談室チラシ（志免西小学校）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

## その他

「スキッズ便り」19号・20号

志免中学校、志免東中学校への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述  
(原文のまま)

質問12:もし悩みがあるときは相談室SK<sup>2</sup>S(スキッズ)に相談しようと思いますか?

【回答:思う (記述回答 188人/274人中)】

- ・頼りになりそうだから 48人
- ・少しでも心が軽くなるから 38人
- ・自分の悩みをそうだんできる場所があるのなら利用してみたいと思うから 16人
- ・親、先生、友達などに相談が言えないときがあるから 19人
- ・名前を言わずに相談できるし、無料でそうだんできるから 18人
- ・かいけつにつながるかもしれない 18人
- ・他に相談できる人がいないから 7人
- ・少しでもなやみをきいてもらった方が1人で悩むよりいいと思う 13人

《 その他 》 11人

- ・なんとなく?
- ・気分的に相談するかもしれないから
- ・相談室って書いてあるから相談したい
- ・気になります
- ・1回行ってみたい
- ・無料だから
- ・名前がわからないから
- ・自分のことだから
- ・相談することは大事だから
- ・悩みがない
- ・思うけど、とくにないです

## 【回答：思わない (記述回答 507人/943人中)】

(複数回答はそれぞれにカウント)

- ・親や身近な人々に相談相手がいるから (111人)
  - ・知らない人に相談するのは、いやだから (59人)
  - ・他に相談相手がいるから (54人)
  - ・他に相談する所があるから (3人)
  - ・友達に相談できるから (51人)
  - ・困ったことがないから、それほど悩みがないから (48人)
  - ・自分で解決できる。 (45人)
  - ・めんどくさいから。 (20人)
  - ・スキッツというものを知らないから (17人)
  - ・自分のなやみを他人に話したくない (14人)
  - ・遠いから行きにくい。 (14人)
  - ・いくひまがないから (14人)
  - ・解決するかわからない、悩みを分かってくれそうにない (10人)
  - ・別に (9人)
  - ・いいづらい (7人)
  - ・はずかしいから (7人)
  - ・あまり信じられない (6人)
  - ・相談するのがこわい (4人)
- <その他 14人>
- ・もしいじめられている子がきても、たいしょできんとおもうから
  - ・そげなたいしたことはないっさ、そげなふうにめいわくかけたり、おおげさにしたくないっさ
  - ・もし悩んだら友達や親に相談したらいいから。でも、誰にも相談したくない時には、スキッツに相談する (3人)
  - ・大人に話すのが不安だから (2人)
  - ・親にばれるから
  - ・部活や勉強でいっぱいいっぱいになるから。
  - ・SK<sup>2</sup>Sに親に悟られずに行く手段、時間がない。SK<sup>2</sup>Sに親に悟られずいでんわをかける方法がない。
  - ・信用してる人に相談するのが一番安心だから。
  - ・あんまでんわしないから、電話番号知らないから
  - ・そこまでめちゃくちゃじゃないから
  - ・スキッツさんのほうをたよってまで、かいけつしようと、あまり、思わない。

## 【無回答 (記述回答 8人/56人中)】

- ・わからない (2人)
- ・自分自身が解決するものだと思う (2人)
- ・家族のことであれば、相談したい。
- ・親か友達に相談する
- ・どちらともいえない
- ・相談する内容がない

質問 13 : 相談室 SK<sup>2</sup>S (スキッズ) に質問要望があったら教えてください。

【自由記述 (54 人)】

- ・もう少し広めてください!!あまり気づきません。
- ・スキッズの役いんはどんな人ですか?
- ・スキッズってなんですか?
- ・スキッズはどんな、場所ですか。
- ・個人の情報がバレる
- ・もっと近くなってください
- ・自分の悩みを他人に話したいと思わないから
- ・もし相談できなかつた時に助かると思ったから。
- ・電話をすればすぐ相談できるのですか??
- ・そこまで大ききではないと思うからです
- ・12 周年おめでとうございます
- ・友達に相談したりするからあんま思わないです
- ・楽になるかもしれないから
- ・クラスの人にくっつかれるのがいやじゃないけどつかれる。
- ・人気ですか?
- ・それって、どうゆうふうにしつもんしていくんですか?
- ・質問がないです。
- ・どのような相談でもいいんですか。自分のことだけのことを相談してもいいですか?
- ・1人でいつでも、なんでもそうだんできるんですか?
- ・大丈夫です。(2)
- ・あります
- ・何人ぐらいでしているのか。
- ・相談したら、その日のうちに答えが返ってくるの?
- ・もし相談をするとぐたいきてきでどんなことをするんですか。
- ・みずしらずの人に自分のことをうちあけるのはすこしていこうがあります。そうだんしてどうなるのかなどを学校でくばる紙にくわしく書いてほしいです。
- ・例えば、どんな相談に乗ってくれるのでしょうか?
- ・何かあった時よろしくお願いします。
- ・本当に相談にのってくれるのか
- ・別に相談する人とかいるんですか?
- ・SK<sup>2</sup>S は名前がちょっと変です。
- ・頑張ってください (2)
- ・スキッズは部屋は広いですか。あとスキッズについてスキッズの人と話したいです。
- ・勉強の効率のいいやり方を教えてください
- ・子ども 18 さいまでとかいいよるけどなぜちかてつやバスは大人料金なんですか?子どもじゃないんですか?おしえてスキッズさん
- ・身近に相談できる人達がいっぱいいるから
- ・SK<sup>2</sup>S は、相談する時に、何人かで言っても良いんですか。

- ・SK2Sには1月どのぐらいの質問が来るのか
- ・これからも困っている人達を助けてあげてください。
- ・どんな仕事をしているのか
- ・スキッツはどの年れいでも対照に相談をうけているんですか？
- ・いじめのことも話せますか？
- ・今まで何人位がSK2Sにいつてすっきりしたのですか
- ・なんでもそうだんできるんですか？
- ・1対1で話したい
- ・ないです。ありがとうございました
- ・メールで相談できるようにしてほしい
- ・いじめをなくす
- ・そーじゃ、ピーポー（人）をよこして学校にちよくちよくればいいっさ
- ・遊びに行くのはいいですか？
- ・志免町のためにしてくださってありがとうございます

# スキッズ が (子どもの権利相談室) 志免西小にきます。 1/16(水)・2/6(水)・3/6(水)

ひるやす たもくてきしつ あそ  
お昼休みに多目的室に遊びにきてね。  
ようい  
おもちゃを用意してまってるよ。



子どもだって<sup>こま</sup>困ったり<sup>なや</sup>悩んだりするよね。  
そんな時スキッズでは、  
みんなからの<sup>そうだん</sup>相談をきいたり、  
どうしたらいいか<sup>いっしょ</sup>一緒に<sup>かんが</sup>考えるよ。

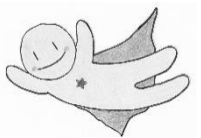


スキッズ(子どもの権利相談室)は、シーメイトの中にあります。

シーメイトは遠くていけない・・・という人のために、

スキッズが志免西小学校にやってきます。

スキッズがどんなところか知りたい人は、多目的室にぜひ来てみてくださいね。



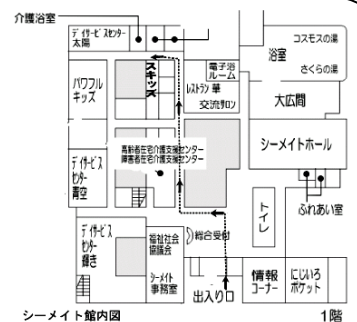
保護者の方へ・・・

スキッズでは、子どもだけでなく大人の方の相談も受け付けています。  
お子さんのことで気になることがありましたら、ご遠慮なくご相談ください。

開室日 火・木曜日 昼1時～夜7時  
土 朝10時～夕方5時

☎ 0120-928-379 (無料)

志免町総合福祉施設 シーメイト内





きまぐれ



by かなやん

たてのすけ君、このタイミングで「ぬお〜っ」と出てきたら、「楠さ、ハンパないっす...。」タイミングって大事だね！

5月5日 シームイトこどもまつり

5月5日の子どもの日、シームイトこどもまつりが開催されました。スキッズもスタンパラリーに参加して77人の子どもたちも、「ゴルフゲーム」に挑戦してくれました。参加した子ども達にはスキッズのキャラクターのお面か、しおりをプレゼントしました。



新しい相談員の紹介



2月からスキッズに仲間入りした永田です。よろしくお願ひします。みんなと一緒におしゃべりしながら、ゲームをしたり、折り紙をしたりして楽しんでいきます。みんなといろんなお話をして、いろんなことを一緒に考えていきたいです。



遠山です！よろしくお願ひします。4月からスキッズの仲間に入りました。楽しく遊ぶこともあり、一緒に考えたり、悩んだりすることもあり...スキッズでの皆さんとの触れ合いを大切にしていきます。



志免町子どもの権利相談室

スキッズ便り

VOL.19  
H30.7

志免町総合福祉施設  
シームイト内  
〒811-2202  
福岡県糟屋郡  
志免町大字志免451-1



携帯からも  
アクセスできるよ

志免町子どもの権利フェスタ 2017 に参加

志免町子どもの権利条例施行10周年を記念して、山梨学院大学法科大学院の荒牧重人教授に「子どもの権利保障と子どもにやさしいまちづくり」について講演をして頂きました。

【講演内容】

○志免町子どもの権利条例とは

- ・子どもの意見を尊重し、子どもを支援し、子どもにやさしいまちづくりを定めた条例

○いのちの権利（成長・発達していく権利）

- ・一人ひとりが大切にされる「個人の尊重」（憲法13条）
- 守られることの権利
- ・子どもの権利を守る時は、親や大人の権利も守る



【開室日時】

火・木 13:00～19:00 土 10:00～17:00

祝日はお休みです



0120-928-379 (相談専用)



Q1: 子どもの権利相談室 (ヌキッズ) にはだれがいるの?

A2: 相談員がいます。みんなの話をきいて、どうしたらいいかをいっしょに考えよ。

相談員も救済委員も、「子どもにとっていちばんいいこと」を子どもといっしょになって考えて実現していくよ。

自己紹介 ~子どものころに好きだったアニメ~

大串

です。

「トムとジェリー」「魔法使いサリー」「オバケのQ太郎」

「ゲゲゲの鬼太郎」です。魔法には、夢や憧れがあり、妖怪の世界は面白くて、毎回来しみにしていました。



板井

です。

「鉄腕アトム」「鉄人28号」「魔法使いサリー」を見ていました。

もちろん、モノクロです。「巨人の星」は伯母の家で、時々カラーで見えていました。思い返してみると懐かしいですね。



永田

です。

「魔法使いサリー」「ひみつのアッコちゃん」がとても好きで、主人公になりきって呪文を唱えたりして遊んでいたのを思い出します。変身することに憧れがあったみたいです。



遠山

です。

「妖怪人間ベム」です。大人の男と少年の妖怪が「早く人間になりたい」と願いながら、自立できないように世の中のためにすることをするんです。とてもいい妖怪さんたちで、道徳的なアニメでした。



Q2: 救済委員ってどんな人?

A2: 救済委員は、子どもの権利に詳しい専門家です。みんなの悩みを解決するお手伝いをしてくれるよ。

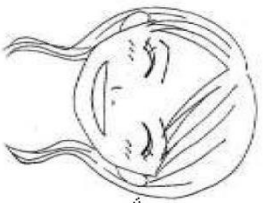
安原 救済委員 (弁護士)

「宇宙戦艦ヤマト」「巨人の星」「ゲゲゲの鬼太郎」です。巨人の星は野球が好きだったから、ゲゲゲの鬼太郎は、まさか自分の息子がリメイクされているのを見ていたのでビックリです。



調 救済委員 (臨床心理士)

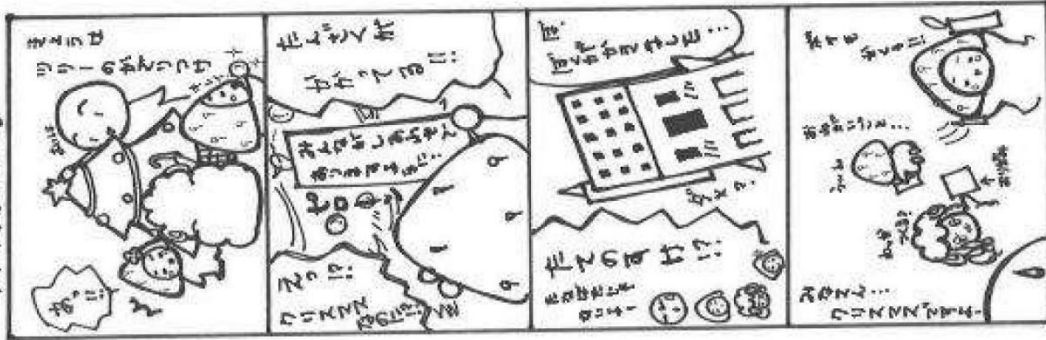
「一休さん」、「トムとジェリー」、「ドラえもん」、「アルプスの少女ハイジ」など、好きだったアニメはたくさんあります。ハイジに出てくる、とろけるチーズやパン、わらのベッドなど、あこがれました。



圓入 救済委員 (大学准教授・幼稚園園長)

「ドラゴンボール」、「ルパン三世」、「まんが日本昔話」です。地元の大阪では、それぞれ、水曜夜7時、土曜の昼1時、土曜夜7時の放送でした。金曜夜7時の「ドラえもん」もよく見ていました。





by かなやん

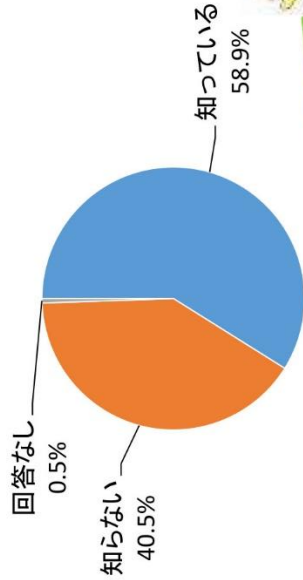
たてのすけくんのすてきな  
アイデアで新年の皆の願い  
が、かなえられるかな\*

\*\*\*\*\*  
平成30年度 中学生アンケート結果  
\*\*\*\*\*

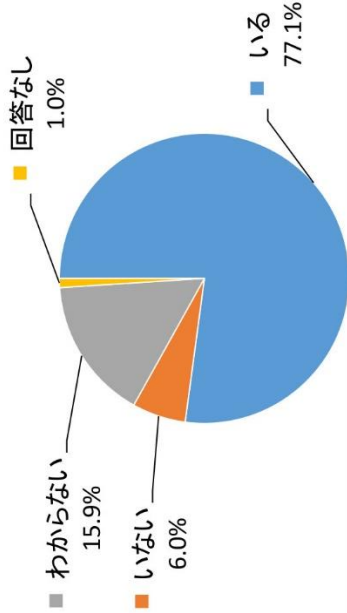
平成30年9月実施 回答人数 1273人

ご協力ありがとうございました。

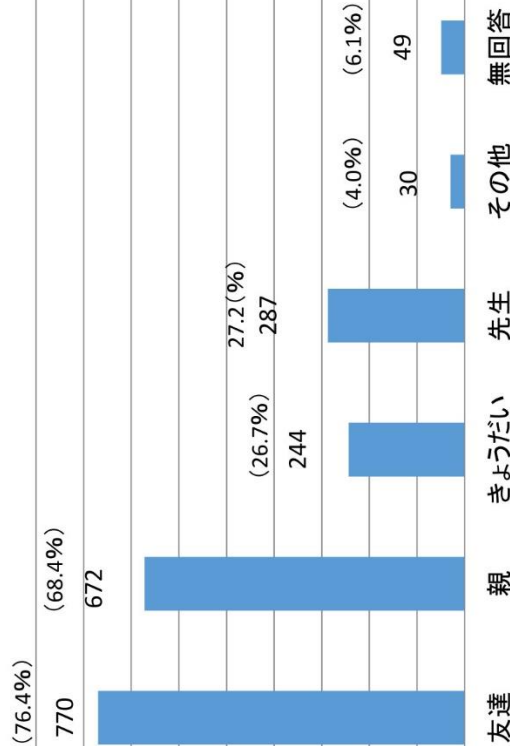
質問3:「志免町子どもの権利相談室 SK's(スキッズ)」を知っていますか?



質問11:あなたが悩んだり困ったりしている時に相談できる人がいますか?



相談相手の内訳(複数回答)  
(質問11で「いる」と答えた981人中の割合)



58.9%の中学生がスキッズの事を「知っている」と答えています。  
相談相手がいる人は、全体の77.1%です。  
相談相手は、友達や親が多いです。  
相談相手が「いる」という人は、心強いですね。  
悩みはひとりではかえこまないので、だれかに話すことが大切です。気持ちがあがります。整理できます。もしも、だれにも話せなくて困ったときは、「相談室スキッズ」のことを思い出してもらえると嬉しいですね。「どんなところかな?」って気軽に足を運んでください。



志免町子どもの権利相談室

# スキッズ便り

VOL.20

H30.12

志免町総合福祉施設  
シーメイト内  
〒811-2202

福岡県糟屋郡  
志免町大字志免451-1



携帯からもアクセス  
できるよ!

【開室日時】

火・木 13:00~19:00 土 10:00~17:00

祝日はお休みです

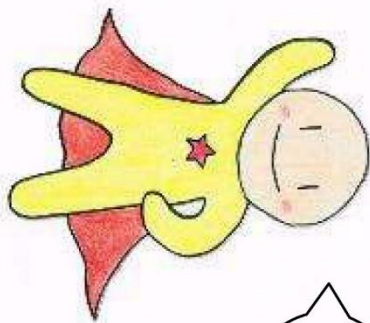


0120-928-379 (相談専用)

# スキップのキャラクター紹介～ 相談室のキャラクターを覚えてね！

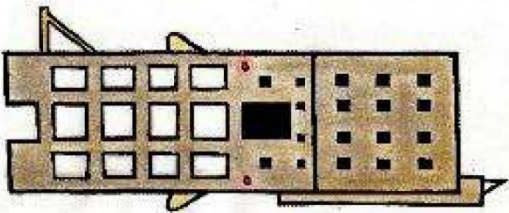


子どものみかたマン



いつも元気。  
子どもが大好き！  
みんなをたすけるよ！

僕と同じ堅坑槽  
は、世界に二つしか  
ないんだよ。僕はい  
つもみんなのこと  
見守っているよ



たてのすけ

のんびり屋。だけど、  
実はけっこうしつかり者。



しめえー

みかたマンは、子どもの  
権利相談室が開設され  
た時にキャラクターと  
して登場しました

「ボタ山」に

ちなんだキャラクター

「ぼたやまんとぼたこ



昔は右ころばかり  
だったけど、今  
では四季折々の花  
が咲きますよ。  
道路わきから見る  
ことができます。

## しめまちぶんかさい 志免町文化祭

「世界に1つしかないクリスマスリースを作るう！」



「オリジナルのリース作りませんか」と呼びかけると、  
たくさんのお親子や、小学生が来てくれました。  
未就学児が多かったので、保護者と相談員がたくさん  
話す事ができました。

子どもの様子を見ながら、集中力に、驚いた  
り喜んだりの親たちの姿が見られました。  
スキップの活動内容などを知らせるよい機会となり、  
よりよいスキップの広報の場となりました。



リースは部屋に  
飾ってね！





志免町子どもの権利相談室 SK<sup>2</sup>S (スキッズ)

火曜日 木曜日 昼 1 時から夜 7 時  
土曜日 朝 10 時から夕方 5 時  
0120-928-379 (相談専用)

〒811-2202 福岡県糟屋郡志免町志免 451-1  
志免町総合福祉施設シーメイト内  
TEL : 092 - 935 - 1750